

京都産業大学大学院現代社会学研究科現代社会学専攻修士課程についての設置の趣旨
目次

1 設置の趣旨及び必要性	・・・P.	2
2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	・・・P.	11
3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	・・・P.	11
4 教育課程の編成の考え方及び特色	・・・P.	12
5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	・・・P.	20
6 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合	・・・P.	30
7 基礎となる学部との関係	・・・P.	32
8 取得可能な資格	・・・P.	33
9 入学者選抜の概要	・・・P.	33
10 教員組織の編制の考え方及び特色	・・・P.	39
11 施設・設備等の整備計画	・・・P.	40
12 管理運営	・・・P.	42
13 自己点検・評価	・・・P.	44
14 情報の公表	・・・P.	45
15 教育内容等の改善のための組織的な研修等	・・・P.	48

資料目次

資料 1 人材像・DP・CP との関係図
資料 2 入学から修了までのスケジュール
資料 3 京都産業大学研究倫理規程
資料 4 京都産業大学研究倫理委員会規程
資料 5 履修モデル1 高度専門職業人（一般学生）
資料 6 履修モデル2 高度で知的な素養のある人材（社会人学生等）
資料 7 履修モデル3 高度で知的な素養のある人材（一般学生・社会人学生等）
資料 8 基礎となる学部等との関係図
資料 9 各資格・検定試験と CEFR との対照表
資料 10 学校法人京都産業大学就業規則
資料 11 京都産業大学客員教員規程
資料 12 中学校設置基準、高等学校設置基準
資料 13 第2グラウンド使用状況
資料 14 現代社会学研究科・現代社会学部 授業時間割表
資料 15 大学院生用研究室見取図

京都産業大学大学院現代社会学研究科現代社会学専攻修士課程についての設置の趣旨

1 設置の趣旨及び必要性

(1) 大学の沿革

京都産業大学（以下、「本学」という。）は、特定の母体には基づかず、学界及び各方面の志を同じくする人々の支持・支援・協力によって、昭和 40（1965）年に、経済学部・理学部の 2 学部をもって創設された。創設者の荒木俊馬は、本学の「建学の精神」において、本学の使命は「将来の社会を担って立つ人材の育成」であることを掲げた。歴代の学長は、この精神を基盤とし、時々の国内外の情勢や社会の要請等を踏まえた、本学の教育のあるべき姿を表した「教学の理念」を確立のうえ、時代に即応した教育研究体制及びキャンパスの整備を不断に推進してきた。

本学は、平成 27（2015）年に創立 50 周年を迎えた。この際に、未来社会における本学のあるべき姿を描いた中長期計画「神山 STYLE2030」を策定し、大学名に掲げる「産業」を、新しい業（わざ）をむすび、新しいものを産み出す「むすびわざ」と読み解く本学独自のアイデンティティにも由来する「むすんで、うみだす。」を大学像とした。この中長期計画に則り、文系・理系のすべての学部が一つのキャンパスに集中している一拠点総合大学である特徴を活かして、多様な人々や知識が領域を越えてむすばれ、そこから新しい価値がうみだされる大学づくり及びそのための教学改革に、全学を挙げて取り組んできており、今日では、10 学部 9 研究科を擁する大学として、社会からの高い評価も獲得している。

この教学改革の中で、平成 29（2017）年には、社会の仕組みが多様化・複雑化し、不確実性やリスクが増す現代にあつて、人々にとってより良い社会を実現するためには、現代社会が内包する諸課題を理論と実証により捉える社会学の専門性を持ち、同時に社会課題の解決に向けて他者と協働できるリーダーシップ力を持つ人材が必要であるという認識のもと、現代社会学部を設置した。

当該学部は、「社会が真に解決を必要としている問題を発見し、その解決のために自ら考え活動するだけでなく、他者と積極的に協働することにより、現代社会の安定的発展とそこに生きる人々の幸福に寄与する人材」の養成を教育目的とし、幅広い教養ならびに社会学の理論や調査手法の知識を学ぶ「学習知」に、実社会のリアルな問題を体験する「体験知」を融合させた「統合知」を涵養する体系的な教育課程を編成している。この教育課程では、専門教育科目として、体系的にリーダーシップについて学ぶことができるリーダーシップ科目を配置し、また、地域において実際の課題解決に挑む科目としてプロジェクト演習を配置することにより、多様化・複雑化する社会課題を解決する課題解決能力及び主体性・協働性を涵養するための特徴のある教育を展開している。

現代社会学部に設置する現代社会学科においても、当該学部の教育目的及び教育課程の編成の方針に基づき、「現代社会が内包する『地域』『人間』『メディア』にかかわる諸問題

の解決に向けて、社会学の知見を活かし主体的に行動するだけでなく、他者と協働する社会に開かれた行動力を兼ね備え、多様な価値観を容認する社会の実現に寄与する人材」の養成を教育目的として、「地域」「人間」「メディア」にかかわる諸問題をテーマとして扱う体系的な教育課程を編成のうえ、令和3（2021）年3月に、第1期の卒業生を輩出するに至っている。

(2) 京都産業大学現代社会学研究科設置の必要性

① 現代社会の諸問題と求められる人材像

近年、日本社会は、東京一極集中と地方の衰退、少子高齢化による人口減少、貧困や格差の拡大、ジェンダーの不平等や差別など、複雑な社会課題を多く抱えている。

東京一極集中と地方の衰退はいまだ止まるところを知らず、地方においては地域活性化と地方創生が急務となっている。そのような中、近年、地域の文化やスポーツ資源を活用した地域活性化が注目を集めている。地域の住民が連携し、地域の文化やスポーツ資源を振興し、交流人口・関係人口の拡大や効果的な情報発信を試みることで、地域経済の改善や、観光開発などで大きな効果を得ることが期待されている。

また、少子高齢化による人口減少、貧困や格差拡大、ジェンダー不平等などがクローズアップされており、持続可能な社会を実現するために、誰もがその個性を活かし、活躍できる多様性に富む社会の構築が急がれている。特に、日本は世界の中でジェンダー平等の実現に遅れをとっている。中でも政治・経済分野での遅れが顕著であり、働き方改革、また多様な家族のあり方を受容する制度構築など、これまでの社会的な仕組みの抜本的な見直しが迫られている。持続可能な社会を築くためには、ジェンダー、家族、労働、人口、教育、健康などの分野に課題が山積している。

さらに近年、ソーシャルメディアの発展とともにデジタル新時代とも呼ばれる時代に入り、メディアの役割やあり方が変容している。そのような中でメディア分野では、従来のような情報発信にとどまらず、AI（人工知能）、ビッグデータの活用により、情報を集積し整理し、意味付けを行ったうえで報道するなど、情報に対するより高度なリテラシーが求められるようになってきている。これに伴い、メディアの社会的意義や役割があらためて問い直されつつある。

以上のような社会状況に加えて、コロナ禍の下で急速に進んだ「リモートシフト」によって、すでに変わりつつあった働き方、消費行動、家庭生活、教育、都市のあり方、地域共同体のあり方、コミュニケーションのあり方など、多岐にわたる分野においてさらなる変革が我々につきつけられている。

このように、我々の抱える複雑な社会課題は混迷を深める一方であり、以前にもまして、より深い次元で社会を理解し、そこから解決策を創出することが必要になってきている。ここでは、こうした状況に対応するために現在進行しつつある大きな社会改革の試みとして、二つの方策に注目する。

第一は、「データ駆動型社会」への大幅な社会的シフトが生じつつあることである。平成30(2018)年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」では、「Society 5.0」と共に「データ駆動型社会」への変革が掲げられ、社会課題の解決を導くため、データの利活用に対する重要性が強調されている。実際にIT(情報技術)の発達やデジタル化の進展により、社会課題に対処するうえでも、膨大なデータ(ビッグデータ)を取り扱うことが可能になってきた。AIの発達もあいまって、膨大なデータを迅速に処理し、これを政策に反映させることにより、より現実的なニーズに即した社会生活の変革が可能になると予想される。

このような状況下では、まずは、これに対応する人材として情報処理、統計数理等を専門とするデータサイエンティストの育成が不可欠である。だが、現代社会の諸課題の解決に必要なのは情報・数理の能力だけではない。新たな社会課題の解決策を創出するには、多面的なアプローチからデータを分析し、データの結果を正しく読み解き、社会の課題解決に応用することができる幅広い能力が必要である。そのためには、データ上には決して表れない社会の深部に存在する現象や課題に光を当てて可視化する能力や、どんな社会にも存在するであろう社会の影の部分を見抜く洞察力や想像力を併せ持つことが不可欠である。そのためには、社会に対する的確な理論的知識を備え、深部にまで至る社会の複雑な構造とその性質を理解していることも、そうした人材の資質として欠かすことができない。

第二に、持続可能な文化・生活様式の育成がグローバルな規模で叫ばれ、そのための行動が試みられていることもまた、忘れてはならない。平成27(2015)年に国連持続可能な開発サミットで持続可能な開発目標(SDGs)が採択され、持続可能な社会の実現に向けてSDGsへの関心が高まっている。日本の各自治体においても、地方の魅力や強みを活かしながらこのSDGsの実現を推進するようになってきている。これらの目標を達成するためには、多様な市民や組織が協働の担い手として複雑な社会課題の解決に取り組んでいかなければならず、これらの市民や組織において意識の共有を図る必要性が高まっている。このような場合、様々な場面に生起する課題に対応するためには、多様な人々の意見に十分に耳を傾け、対立する利害を関係者が納得できる形で適切に調整したり、各人にそれぞれの特性に応じた役割を割り振ることで集団のパフォーマンスを高めたりするなど、高度な協働性が必要となる。この点で、これからの社会を先導・牽引する高度な人材は、多様な他者を尊重し、協働しながら課題解決を導く行動力・実践力を意識的に備える必要がある。

以上のとおり、データを基に、現代の複雑な社会課題を解決していくデータ駆動型社会であるSociety 5.0において、社会を先導・牽引する高度な人材には、データを分析し、この結果をエビデンスとして社会課題の解決策を考案していくための知識・能力を備えていることが求められる。同時に、この高度な人材にこそ、考案した解決策を実現していくことが期待され、その際には多様な他者を巻き込むことが必要となるため、高度な協働性を備えていることも求められる。

このSociety 5.0、データ駆動型社会及びSDGsの実現を推進するこれからの社会において求められる高度な人材の養成に対して、「社会学」は以下のとおり対応する。

社会学は、ヨーロッパ近代社会を築く礎となった社会思想を受け継ぎながら、社会秩序が大きく揺らぐ時代に発生した数々の深刻な社会課題に対し、それを理論的に把握するとともに実践的に対応する学問として台頭してきた。つまり、社会学においては、社会課題の「理論」による把握と、その対応策を検討する「実践」が不可分の関係にある。

「理論」についていえば、その草創期より、社会学は複雑な社会を認識するための理論モデルを提示してきた。そこでは、労働問題や貧困問題の研究のように、その時代の社会の深部に分け入り、社会のあり方を根本的に見直すことを示唆するような研究すら、生まれた。現代の社会学理論は、こうした伝統の上にさらに洗練を加え、激変する現代社会を捉えるための枠組みを様々な形で提示している。

我々は、これまでに蓄積されてきた「社会学理論」の知見に高度な社会調査法を組み合わせることによって、複雑な社会を反省的にまた科学的に捉えることが可能となる、と考える。仮に高度なデータ分析手法が開発されたとしても、社会学理論のないデータ分析は単なる「データいじり」に陥ってしまう可能性がある。

このような社会学の「理論」の性格は、同時にそれが「実践」を伴う学問であることと結びついている。その証左の一つとして、上でも触れた労働問題や貧困問題の克服のために社会学が果たした貢献があげられる。

社会学は、産業革命以降の社会にあって、それに伴い生じた社会的弱者の立場にも目を向け、その実態を解明することに多大な寄与をなしてきた。そのために社会学が伝統的に活用してきたのが、「社会踏査（社会調査）」など、現地に分け入っての実態調査である。社会学者たちは、このような調査方法を用いることで、多様な他者と直接触れ合い、時にはそうした者たちと連携をとりつつ、社会の実態を明らかにしてきた。同時に、このような社会への参画を通して、単なる数値データだけでは見えてこない、現地の人々の行動の隠された意味をも解き明かすことも試みてきた。例えば、労働の現場で、あるいは都市の家庭生活のなかで、それぞれの人間の心のあり方や、その行動を規定する動機はどのようなものか、さらには相互の人間関係はどのような特性をもつのか、あるいはまた、それらの要因は、企業や学校教育、あるいは都市環境や政府の政策といかなる関係に立つのか、等々。こうした社会の現場に分け入る社会学の研究手法こそは、他の諸科学では対処できない、現場の人々の意識や行動様式に即した形での課題解決を可能にするものであった。

このような社会学の実践面での伝統的なアプローチは、現代では二つの点でさらに興味深い展開を見るに至っている。

第一に、現代の社会学は、より高度な確率統計学的な調査方法をも加味することで、独自の「社会調査」の方法論を確立し、エビデンスに基づく実証科学としての性格を確立してきた。この点で、現代の社会学は、その調査手法に関して、伝統的なフィールドワークに基づいた実態調査の手法だけでなく、複雑な社会現象を解明するために有効な数理統計的手法を獲得するにいたっている。

この点との関連で特筆すべきなのが、近年、数理モデルを使って社会の中の人間同士や

集団にかかわる関係性を表現し解析する分野の発展が著しいことである。この分野は AI、ビッグデータに関わる最先端のデータサイエンス分野とも密接に関連している。今後、ビッグデータの解析手法と活用範囲の飛躍的な拡大が見込まれる中、社会学が培ってきた調査方法がこうした動向と結びつき、さらに洗練され高度化されていくことも、十分に予想される。

第二に、現代の社会学が社会課題の解決策を提示する際、多様な利害関係者を考慮する必要がある。社会課題に対して何らかの解決策を提示しようとする場合、そこに複雑な利害が絡み合い、難しい調整が迫られる場合が珍しくない。そのため、課題の解決を試みる者は、社会学の知識と調査方法に精通しているのみならず、多様な人々の様々な意見や利害を考慮しつつ、集団の中で意見をまとめ、最適な方向性を指し示す社会的な協働能力を発揮する必要がある。それゆえ、社会学を学んだ者が実践においても有効な活動をおこなうためには、多様な他者と協働する能力を身につけておくことが不可欠である。

以上をまとめると、次のように言うことができる。すなわち、現代の複雑な社会のあり方に関心を持ち、その中にある社会現象、社会課題の解明のため社会学理論や社会調査法の高度な知識を会得した者は、我々の抱える複雑な社会課題を客観的に捉え、分析し、多様な他者を巻き込みながら解決にまで導くことのできる高度な知識と能力を備えた高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材となりえる。このような高度な人材は、まさに Society 5.0、データ駆動型社会及び SDGs の実現を推進するこれからの社会において必要とされ、この人材に要求される高度な専門知識や能力等の教授・涵養は、学士課程より高いレベルにある大学院でこそ対応が求められる。

以上の社会からの要請を踏まえ、本学は、現代社会学部現代社会学科を基礎として、「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」の養成を教育目的とする現代社会学研究科現代社会学専攻修士課程(以下、本研究科という。)を創設する。

② 社会からの要請を踏まえた大学院研究科の設置

本研究科では、一つには現代社会学部現代社会学科の卒業生に対する発展的教育を、いま一つには社会人等に対するリカレント教育を、それぞれ提供することを企図する。

まず、本研究科は、現代社会学部現代社会学科を基礎とすることから、当該学科からの進学者を主として受け入れ、より発展的な社会学教育・研究指導を行うものである。

現代社会学部現代社会学科では、平成 29 (2017) 年の設置以来、社会学理論や社会調査法、社会学の多様な領域の科目に加え、実践や行動を伴う新しい社会学のあり方を教育課程に反映してきた。具体的には、初年次から少人数クラスでアクティブ・ラーニングを行い、社会学の知識・理論の確実な定着や、批判的思考やコミュニケーション能力を醸成している。また、多様な価値観に触れ、平和や公正など倫理性を高めるためのジェン

ダー、セクシュアリティ、男性学・男性性研究、多文化共生、エスニシティを学ぶ科目や、その他文化やメディア分野などの科目も充実させている。他学科となる現代社会学部健康スポーツ社会学科では、健康やスポーツに係る社会学の科目を開講しており、これらも学生の選択により履修可能とすることで、社会学の多様な領域を幅広く学修できる教育課程としている。

多様な他者との協働の際に求められるリーダーシップ力を涵養するための科目も専門教育科目として体系的に配置している。あわせて、社会課題の解決を実践的に考えられるよう、理論と実践を架橋・往還するフィールドでの課題解決型演習を設置し、自治体との連携や海外大学との連携により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む中で、社会学の知識・専門性を基盤として、より良い社会を構想し、実現にむけて行動していく志向性・態度も涵養している。

教育課程外においても、教員の指導のもと、地元京都市等との連携による学生が主体となる課外活動を活発に行い、主体性や責任感を醸成している。

このような特色を持つ現代社会学部現代社会学科での学修や活動を重ねた学生の中には、社会に対する問題意識が高まり、さらにその問題意識を深く追究するために、社会学の学修・研究を継続していくことを望む者が存在している。本研究科は、このような学修・研究意欲のある学生に対して、学部から大学院へと円滑で発展的な社会学の教育研究の機会を提供し、Society 5.0、データ駆動型社会やSDGsの実現を推進する社会を高度かつ専門的に支えうる人材へと育成していく。

次に、社会や産業構造が急速に変容していることも背景として、大学院が社会人等多様な人々にとっての高度な学び直しの場となっていくことへの社会ニーズが高まっており、本研究科はそうした趨勢にも適切に対応するものである。

平成31(2019)年1月の中央教育審議会大学分科会による「2040年を見据えた大学院教育のあるべき姿～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～(審議まとめ)」でも指摘されているが、高度に複雑化する社会課題を抱える社会においては、人々が高度で専門的な「知」を備えることや、最先端の「知」にアクセスするための能力を獲得することが期待されている。また、高度で専門的な「知」を修得した人には、より良い社会の実現にむけて、その「知」を実社会で実践していくことが求められる。この際、自らの「知」には限界があることを認識のうえ、多様な分野・多様な立場の人々の「知」を束ね協働していこうとする志向性や、このための高度な調整能力の獲得もあわせて期待される場所である。併せて、人々を協働に導くためのエビデンスに基づく提案・立案の能力も備えている必要がある。

これらの大学院教育のあるべき姿も踏まえ、本研究科では、社会課題の解決に資する社会学の高度で専門的な「知」と、この「知」を社会課題の解決に向けて社会の中で実践していくための高度な能力等を教授・涵養する。また、本研究科が、社会課題の解決に取り

組む意欲を持つ人々にとっての高度なリカレント教育の場となっていくために、基礎となる学部等からの進学者のみならず、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者等、多様な人々を受け入れていく。

本研究科を修了した多様な人々が、さらなるキャリアアップや、生涯の中の様々な変化や転機に応じたキャリアチェンジを果たしていくことや、ライフイベント等で仕事を離れていた人が本研究科における学修を基にしてキャリアに復帰していくことが、日本社会全般の労働生産性向上や人生 100 年時代における豊かな生き方の実現につながっていくこととなる。

以上のとおり、本学は、前述の社会学に対する社会的ニーズの他、基礎となる学部等からの進学者に対する社会学の発展的な学修・研究の場となること、大学院の社会的機能の一つとも言うべき社会人等への高度なリカレント教育の提供の場となることへの要請にも応えうるものとして、「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」の養成を教育目的とする本研究科を設置する。

(3) 養成する人材像と学位授与の方針

Society 5.0、データ駆動型社会及びSDGsの実現を推進するこれからの社会において、我々の抱える複雑な社会課題を客観的に捉え、分析し、多様な他者を巻き込みながら解決にまで導くことのできる高度な知識と能力を備えた高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材が必要とされていることを踏まえ、本研究科は、「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」を養成する人材像として定める。

この人材には、社会課題の解決のために、複雑な社会の性質を捉える枠組みとなる社会学理論や、様々なデータ分析に必要となる社会調査法の高度な知識を備えることが求められる。また、社会学を学修する者には、複雑な社会課題の解決に向けて、その高度な知識を社会で実践していくことも求められ、そのためには、エビデンスに基づく社会課題の解決策の考案につながる研究力や、多様な分野・多様な立場の人々を束ねる際に必要な協働性を備えている必要がある。

これらの本研究科で養成する人材に求められる知識・能力・志向性を、以下の学位授与の方針において具体的に示す。

① 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

本研究科の教育目的は、「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」の養成である。

この人材には、本研究科が定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で示す4つの領域において、それぞれ設定された水準の知識・能力・志向性を修得することを求める。そのうえで、所定の単位数を修得するとともに、修士論文または特定課題研究報告書を提出し、その審査に合格した者に、修士（社会学）を授与する。

【1. 専門の基盤の核となる知識】

- ア. 社会学の核となる社会学理論の知識を有していること
- イ. 社会学の核となる社会調査法の知識を有していること

【2. 専門の基盤となる知識・能力・志向性】

- ア. 社会学理論の高度な専門知識を有していること
- イ. 社会調査における実践的な調査手法を有していること
- ウ. 異なる見解を持つ多様な他者を理解しながら積極的に意見を交換し、複雑な社会への関心や共に課題を解決していこうとする協働性を備えること

【3. 専門を応用する知識】

- ア. 自らがテーマとする研究分野の深い専門知識を有していること
- イ. 自らがテーマとする研究分野に関連する幅広い知識を有していること

【4. 専門を研究する能力】

- ア. 自らの研究テーマに関する社会学理論や社会調査法を絞り込み、活用できる能力を有していること
- イ. 自らの研究テーマにおいて、エビデンスに基づき、社会課題の解決策の考案につながる研究力を有していること

なお、社会からの要請を踏まえた本研究科が掲げる養成する人材像、この人材に必要な知識・能力・志向性を示す学位授与の方針、これを達成するための具体的な教育課程は、次の通り連関する【資料1】。

- ・学位授与の方針1「専門の基盤の核となる知識」のアとイ、及び同2「専門の基盤となる知識・能力・志向性」のアとイは、養成する人材像の「社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる」能力に対応する。教育課程においては、「研究基盤科目Ⅰ」及び「研究基盤科目Ⅱ」の「社会学理論科目群」と「社会調査法科目群」がこれを担う。
- ・学位授与の方針2「専門の基盤となる知識・能力・志向性」のウは、養成する人材像の「多様な他者と協働」する志向性に対応する。教育課程においては、「研究基盤科目Ⅱ」の「協働科目群」がこれを担う。
- ・学位授与の方針3「専門を応用する知識」のアとイは、養成する人材像の「複雑な社会のあり方に関心を持つ」という態度・志向性に対応する。教育課程においては、「研究テーマ科目」がこれを担う。

- ・学位授与の方針4「専門を研究する能力」のアとイは、養成する人材像の「エビデンスに基づく社会課題の解決策を考案する」能力に対応する。教育課程においては、「研究指導科目」がこれを担う。

② 修了後の進路

「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」として、本研究科の学位授与の方針に定める知識・能力・志向性を修得した者は、高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材として、現実の社会課題の解決に向けて職業社会の中で知を実践していくことが求められる。

現実の社会課題の解決にあたっては、現代社会のテーマともいえる、地域、家族・ジェンダー、広告、文化、社会哲学、労働・人口、教育、地域メディア、映像情報、スポーツ、健康等の領域の社会学の専門知識を、学生がそれぞれの問題意識や研究の目的に応じて備えていることも必要である。このような認識のもと、本研究科では、学生の問題意識や研究テーマに応じて社会学の専門知識を体系的に修得できる教育課程を編成している。社会学は、現実の社会の中で広く実践していくことが求められる学問であることから、本研究科の修了生は、特定の分野・領域に限らず多様な進路を採ることが可能であるが、本研究科では、前述の現代社会のテーマに応じた領域の社会学を学生がそれぞれの目的に応じて学修していくことを踏まえると、修了生の進路は、このテーマに関連して以下のとおりとなることが想定できる。

- ・国家公務員・地方公務員・・・政策立案，調査，統計，広報など，行政事務系職としての分野が想定できる。また，家庭裁判所調査官や法務省の専門職等，社会学関連科目履修者が応募可能となる専門職としての分野への進路も想定できる。
- ・民間企業・団体への就職・・・企画，商品開発，広報，人事労務などの部門が想定できる。また，地域コンサルティング，情報・メディア，マーケットリサーチや世論調査等の専門家が想定できる。
- ・社会起業家・・・NPO/NGO 法人等の設立が想定できる。
- ・高い専門性を持つフリーランス・・・ライター，ジャーナリスト等としての活動が想定できる。

本研究科では、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者を受け入れることとしており、この場合は、キャリアアップや再就職となることが想定される。

- ・所属する企業，団体等でのキャリアアップ・・・高度なデータの利活用の能力・分析能力を有していることから，地域活性化に向け政策提言する社員・職員となることが想定できる。また，家族・ジェンダーの研究を基に，政策提言などの職務にある地方自治体職員となることが想定できる。

- ・離職中の者については、一般企業、団体への再就職が想定できる。
- ・これまでのキャリアで得た知識・経験も基盤として、社会起業家や高い専門性を持つフリーランスへのキャリアチェンジが想定できる。

なお、本研究科を修了した後も継続して研究の意欲を持つ者については、進学や研究者としての進路のキャリアパスも想定できる。

(4) 研究に対する中心的な学問分野について

本研究科は、地域創生や少子高齢化の問題、ジェンダー不平等、高度な情報発信への対応などの社会課題の解決に必要となる、地域、家族・ジェンダー、広告、文化、社会哲学、労働・人口、教育、地域メディア、映像情報、スポーツ、健康に関する社会学の多様な領域を扱う。特に、社会課題を理論的に把握するとともに実践的に対応する学問である社会学の研究を確実に遂行し、深部にまで至る社会の複雑な構造とその性質を理解するため、社会学史を含む社会学理論と、社会の実態を明らかにする社会調査の方法（質的調査法、量的調査法、数理・計量社会学）を中心的な学問分野とする。

2 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科の教育目的である「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」には、高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材となり、現実の社会課題の解決に向けて職業社会の中で知を実践していくことを求める。

本研究科は、この人材の養成に対応することとして修士課程として設置する。

本研究科では、社会課題の解決に取り組む意欲を持つ人々にとっての高度なりカレント教育の場となっていくために、基礎となる学部等からの進学者のみならず、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者等、多様な人々を受け入れていく。

教育課程においては、社会課題の解決に資する社会学の専門知識やこれに基づく高度な研究力の教授のみならず、知の実践の際に求められる協働性を涵養することを重視する。また、修了要件においても、修士論文の審査のみならず、調査・研究による学術的な分析を通じて、現実的な政策提言を立案・提示するものとして、特定課題研究報告書の審査によることを可とする。

3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

本研究科及び専攻の名称については、現代社会学部現代社会学科を基礎として、これを発展させる社会学による教育課程を1専攻により構築することから、「現代社会学」の名

称を継承する。授与する学位についても同様に、現代社会学科が「学士（社会学）」であることから、「修士（社会学）」とする。

研究科名称及び学位名称の英語名称については、社会学を表すものとして国際的に通用している「Sociology」を用いる。

(1) 研究科，専攻等の名称

研究科名称： 現代社会学研究科 (Division of Sociology)

専攻名称： 現代社会学専攻 (Sociology)

(2) 学位の名称

学位名称： 修士（社会学） (Master of Sociology)

4 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成の考え方

本研究科は，Society 5.0，データ駆動型社会及び国連が提唱するSDGsの実現を推進するこれからの社会に必要となる「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために，複雑な社会のあり方に関心を持ち，社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」を養成することを教育目的とする。

かかる人材に求められる専門知識・技術・態度・志向性を明らかにしたものが，学位授与の方針で示す「専門の基盤の核となる知識」「専門の基盤となる知識・能力・志向性」「専門を応用する知識」「専門を研究する能力」である。

この教育目的及び学位授与の方針を達成するために，本研究科の教育課程には，学位授与の方針で示す4つの能力等に対応して，4つの科目区分を設ける。すなわち，学位授与の方針の4つの能力等のうち，「専門の基盤の核となる知識」に対応するものとして「研究基盤科目Ⅰ」，「専門の基盤となる知識・能力・志向性」に対応するものとして「研究基盤科目Ⅱ」，「専門を応用する知識」に対応するものとして「研究テーマ科目」，「専門を研究する能力」に対応するものとして「研究指導科目」を設ける。なお，「研究基盤科目Ⅱ」には，目的に応じて，「社会学理論科目群」「社会調査法科目群」「協働科目群」の3つの科目群を設ける。これら4つの科目区分及び3つの科目群には，次の考え方により科目が配置される。

「研究基盤科目Ⅰ」に含まれる科目は，社会学の多様な領域を学ぶにあたって前提となる，社会学の核となる専門知識を修得させる科目である。これらの科目は，Society 5.0，データ駆動型社会，SDGsの実現を推進する現代社会を考慮しつつ，現代社会において生起する諸課題について研究を行うための中核的な知識を涵養するための科目である。すなわち，現代までの社会学理論をたどりつつ，複雑な社会課題を多数抱える現代社会の特質を理論的側面から把握し，持続可能な社会が求められるその背景と重要性を学ぶ科目，そし

て、デジタル技術に支えられる新たな社会において、エビデンスに基づき社会課題の解決策を考案していくために必要となるデータ分析の高度な知識について学ぶ科目が配置される。

次に、「研究基盤科目Ⅱ」には、「研究基盤科目Ⅰ」を受け、現代社会の研究に必要な能力をより掘り下げて修得するための科目が配置される。すなわち「社会学理論科目群」には、社会を理論的に捉える知識をより深めるための科目が配置される。「社会調査法科目群」には、エビデンスに基づき社会課題の解決策を考案するために必要な、データ分析の高度な知識・能力を修得するための科目が配置される。「協働科目群」には、複雑な社会課題の解決に向けて多様な他者と協働するために必要となる志向性を修得するための科目が配置される。

さらに「研究テーマ科目」においては、学生が自身の研究テーマや問題意識に応じて関心のある分野を選択し、個別テーマに対する深い専門知識と関連領域の幅広い知識を涵養するための科目が配置される。

また、「研究指導科目」においては、修士論文または特定課題研究報告書の作成を通して、エビデンスに基づく社会課題の解決策の考案につながる研究力を涵養する科目が配置される。

以上の4つの科目区分のうち、「研究基盤科目Ⅰ」「研究基盤科目Ⅱ」「研究テーマ科目」がコースワークとなり、「研究指導科目」がリサーチワークとなる。

この教育課程は、科目区分及び科目群に従って進む順次的・体系的なコースワークと、きめ細かな研究指導の下で展開されるリサーチワークとが、それぞれの機能を明確にしながらも一体のものとして構成されており、本研究科で学修する学生は、社会学理論や社会調査法の高度な知識の修得はもとより、この高度な知識を社会課題の解決に活用しようとする態度や、実践に必要となる協働性を修得することができる。

なお、本研究科は、現代社会学部現代社会学科を基礎とすることから、当該学科からの進学者が主となることが想定されるが、大学院における高度なリカレント教育への社会的なニーズを踏まえ、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者等も受け入れることとしている。特に、在職社会人の受け入れに対応することとして、本学の通常開講曜日の中で、土曜日の1時間目から5時間目を中心に科目を配置することや、個々の学生のニーズに応じてリピート開講をするなど、履修環境について適切かつ柔軟な対応を行う。また、修了要件に関しても、修士論文の審査のみならず、調査・研究による学術的な分析を通じて、現実的な政策提言を立案・提示するものとして、特定課題研究報告書の審査によることを可とする。

(2) 教育課程の編成方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程の編成の考え方に則り、次の教育課程の編成方針を設定し、順次的かつ体系的な教育課程を編成する。

- ① 学位授与の方針に含まれる4つの能力等の修得を実現するために、「研究基盤科目Ⅰ」「研究基盤科目Ⅱ」「研究テーマ科目」「研究指導科目」の4つの科目区分を置く。
- ② 学位授与の方針1「専門の基盤の核となる知識」を育むために「研究基盤科目Ⅰ」を設ける。ここに含まれる科目は、社会学の多様な領域を学ぶにあたって前提となる社会学の核となる専門知識を修得させる。
- ③ 学位授与の方針2「専門の基盤となる知識・能力・志向性」を育むために「研究基盤科目Ⅱ」を設ける。ここに含まれる科目は、社会学の基盤的な知識・能力や社会学を学修する者の志向性を涵養することを目的とする。これらの科目は、「社会学理論科目群」「社会調査法科目群」「協働科目群」の3つの科目群に区分される。
 - ア。「社会学理論科目群」には、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』の知識をさらに深化させることを目的とする科目を置く。
 - イ。「社会調査法科目群」には、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会調査法研究』の知識をさらに深化させることを目的とする科目を置く。
 - ウ。「協働科目群」には、社会学を学ぶ者が備えるべき志向性を身につけることを目的とする科目を置く。
- ④ 学位授与の方針3「専門を応用する知識」を育むために「研究テーマ科目」を設ける。ここに含まれる科目は、学生が選択する個別テーマに対する深い専門知識と関連領域の幅広い知識を涵養することを目的とする。
- ⑤ 学位授与の方針4「専門を研究する能力」を育むために「研究指導科目」を設ける。ここに含まれる科目は、学生が各自の研究テーマに対し、修士論文または特定課題研究報告書の作成を通して、社会学の総合的かつ多面的な知を獲得することを目的とする。

(3) 教育課程の編成と授業科目の展開

本研究科の教育課程には、前述の教育課程の編成方針に則り、具体的に以下の科目を設置する。

(ア)「研究基盤科目Ⅰ」

「研究基盤科目Ⅰ」は、学位授与の方針1「専門の基盤の核となる知識」を育むための科目を含み、社会学の多様な領域を学ぶにあたって前提となる社会学の核となる専門知識を修得させる目的で設置される。

かかる目的を実現するため、「研究基盤科目Ⅰ」には、社会学理論及び社会調査法を学修することができる『社会学理論研究』『社会調査法研究』の2科目を配置する。

『社会学理論研究』は、先人たちによって蓄積されてきた、社会事象を説明する諸理論を体系的に学び、加えて現代までの社会学理論をたどりつつ、複雑な社会課題を多数抱える現代社会の特質を理論的側面から把握し、持続可能な社会が求められるその背景と重要

性について学ぶ科目である。

『社会調査法研究』は、社会調査を実践するにあたって前提となる知識を幅広く学ぶとともに、デジタル技術に支えられる新たな社会において、エビデンスに基づき社会課題の解決策を考案していくために必要となるデータ分析の高度な知識について学ぶ科目である。

これらの科目は、社会学を中心的な学問領域とする本研究科の核となる科目であることから、1年次前期に配置し、いずれも必修とする。これらはいずれも半期2単位科目である。

(イ)「研究基盤科目Ⅱ」

「研究基盤科目Ⅱ」は、学位授与の方針2「専門の基盤となる知識・能力・志向性」を育む科目を含み、社会学の基盤的な知識・能力や社会学を学修する者の志向性を涵養する目的で設置される。

「研究基盤科目Ⅱ」には「研究基盤科目Ⅰ」に連続して、社会学の核となる専門知識を深化させる「社会学理論科目群」「社会調査法科目群」を置く。また、複雑な社会に関心を持ち、課題発見をする能力と多様な他者を尊重し、協働しながら課題解決に挑む協働性を涵養する「協働科目群」を置く。

・「社会学理論科目群」:

社会学理論科目群には、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』の知識をさらに深化させる科目として『現代文化理論研究』『社会学史研究』『現代社会論』を配置する。

『現代文化理論研究』は、社会学理論の中でも文化（カルチャー）研究に焦点を当てた理論であり、研究テーマでの文化、地域、メディアなどの基盤となる科目である。

『社会学史研究』は、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』で取り扱われた古典的な社会学理論の意義を歴史的背景も交えつつさらに深く学修する科目である。

『現代社会論』は現代社会に典型的と思われる社会現象及び諸問題に焦点を当て、その特徴を説明する社会学理論を学修する科目である。

これらの科目により、社会学の理論を歴史的に、あるいは特に文化面から、あるいは現代社会を読み解くためにさらに深く学修することが可能となり、社会を俯瞰的にみる社会学のより高度な基盤的知識を修得することができる。

これらの科目は、研究テーマの理論的基盤に対する理解を深めるものであることから、1年次後期に配置する。また、学生それぞれの研究テーマに応じて、3科目のうちから1科目以上を修得する。これらはいずれも半期2単位科目である。

・「社会調査法科目群」:

社会調査法科目群には、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会調査法研究』の知識をさらに深化させる科目として『質的調査法研究』『量的調査法研究』『数理・計量社会学研究』を配置する。

『質的調査法研究』は、フィールド調査、インタビュー調査などから得られる文字データ、口頭データ、画像データなど質的データの収集方法や分析方法等を学修する科目である。

『量的調査法研究』は、数値データの収集方法やそれらを統計的に分析する方法等を学修する科目である。

『数理・計量社会学研究』は数理社会学の理論とそれに関連する計量的分析をセットで学修する科目である。質的データの分析を量的にアプローチするなど高度な統計手法を学修する科目である。

これらの科目には統計数理の基礎知識も含まれる。また数量的なデータのみならず多面的なデータ解析のスキルを獲得することも可能である。これらは、ビッグデータの解析などにも応用できるため、データ駆動型社会における社会科学系の高度職業専門人あるいは高度で知的な素養のある人材にとっても必要な知識である。

これらの科目は、1年次前期の『社会調査法研究』に続くものであり、また、2年次の学位論文作成のために活用されることから1年次後期から配置し、3科目のうちから1科目以上を修得する。これらはいずれも半期2単位科目である。

なお、研究基盤科目Ⅰの『社会調査法研究』とともに『質的調査法研究』『量的調査法研究』を履修し、一定の条件を満たす場合に専門社会調査士資格が得られる。

・「協働科目群」

協働科目群には、本研究科で社会学を学ぶ者が備えるべき、高度な知識を社会の課題解決に活用しようとする態度や、実践に必要な協働性を涵養する科目として、『地域プロジェクト型研究』『社会協働型ワークショップ』の2科目を配置する。

『地域プロジェクト型研究』は、本学と連携する地域フィールドにおける活動を基に、社会学理論、社会調査法を活用しながらプロジェクト運営を深く理解するプロジェクト型科目であり、理論と実践を架橋する科目となる。

『社会協働型ワークショップ』は、国内外の研究者や現場で活躍する実務家等のゲストスピーカーによる講義を受け、受講者及び教員を含めた参加者全員で現代の複雑化する国内外の様々な社会課題の原因、解決策などについてディスカッションするワークショップである。

これらの科目において、多様な他者と社会の課題について議論することで、複雑な社会のあり方に関心を持ち課題を発見する能力や、自分の考えを絶対視せず多様な他者を尊重する志向性及び協働性を涵養する。

これらの科目は、学生の問題意識や研究テーマの明確化にもつながるため、1年次前期に配置し、2科目のうちから1科目以上を修得する。これらはいずれも半期2単位科目である。

(ウ)「研究テーマ科目」

「研究テーマ科目」は、学位授与の方針3「専門を応用する知識」を育む科目を含み、学生が選択する個別テーマに対する深い専門知識と関連領域の幅広い知識を涵養することを目的として設置される。

地域創生や少子高齢化の問題、ジェンダー不平等、高度な情報発信への対応などの社会課題の解決に必要となる、地域、家族・ジェンダー、広告、文化、社会哲学、労働・人口、教育、地域メディア、映像情報、スポーツ、健康の11のテーマに対応する科目を、次のとおり置く。

『地域社会研究A』『地域社会研究B』『家族・ジェンダー研究A』『家族・ジェンダー研究B』『広告研究A』『広告研究B』『文化研究A』『文化研究B』『社会哲学研究A』『社会哲学研究B』『労働・人口社会研究A』『労働・人口社会研究B』『教育社会研究A』『教育社会研究B』『地域メディア研究A』『地域メディア研究B』『映像情報研究A』『映像情報研究B』『スポーツ社会研究A』『スポーツ社会研究B』『健康社会研究A』『健康社会研究B』

これらは、学生自らが設定する研究テーマに即した社会学の専門知識を深めるものであることから、1年次前期から配置し、研究指導教員が担当する2科目を必修とする。加えて、研究テーマに即して視野を拡大するために副研究指導教員が担当する2科目を必修とする。これらはいずれも半期2単位科目である。

(エ)「研究指導科目」

「研究指導科目」は、学位授与の方針4「専門を研究する能力」を育む科目を含み、学生が各自の研究テーマに対し、修士論文または特定課題研究報告書の作成を通して、社会学の総合的かつ多面的な知を獲得する目的として設置される。

修士論文または特定課題研究報告書を作成するために、研究計画の策定、研究調査の手法の選択、考察や研究成果のまとめ方、研究の位置づけ等について助言及び実践的な指導を段階的かつ体系的に行うため、『特論演習I～IV』を置く。

『特論演習Ⅰ』『特論演習Ⅱ』を1年次に、『特論演習Ⅲ』『特論演習Ⅳ』を2年次に配置し、いずれも必修とする。これらはいずれも半期2単位科目である。

(4) 教育課程の特色

本研究科の教育課程は、以下の特色を有する。

(ア) 順次的・体系的な教育課程

本研究科の教育課程は、社会学の個別テーマに関する高度な知識を涵養するコースワークと、研究活動を通じて社会学の総合的、多面的な知を獲得できるリサーチワークにより、それぞれの機能を明確にしながらも一体のものとして構成している。

コースワークにおいては、教育課程に設定している科目区分・科目群により、社会学の核となる社会学理論と社会調査法を、学生自身の研究テーマにも沿いながら、基礎から応用へと順次性をもって体系的に学修することができる。また、コースワークに並行してリサーチワークを1年次から配置しており、コースワークで獲得した知識を活用しながら、学生自身が問題意識や研究テーマを段階的に明確にし、研究を進めていくことができる。

本研究科で学修する学生は、この順次的・体系的な教育課程により、社会学理論や社会調査法の高度な知識の修得はもとより、この高度な知識を社会の課題解決に活用しようとする態度や、実践に必要となる協働性を修得することができる。

(イ) 高度かつ最先端の社会調査法の知識の涵養と専門社会調査士資格の取得

社会課題の解決策を考案していくにあたっては、社会学の高度な専門知識に加えて、解決策の根幹となるエビデンスを収集・分析するための社会調査法の知識が欠かせない。

このため、本研究科の教育課程では、1年次前期の必修科目である『社会調査法研究』に続き、この知識をさらに深化させる科目を配置する。1つは、フィールドワークや現地における実態調査などを通して得られる文字、言葉、画像、映像などの質的データを分析する『質的調査法研究』である。いま1つは数値データ、すなわち量的データに統計学的な分析を施す『量的調査法研究』である。

加えて、Society 5.0及びデータ駆動型社会では、データの扱いやその分析がより重視されることを踏まえ、質的調査法、量的調査法の両方の特徴を架橋し、ビッグデータの解析などにもかかわる高度な手法である『数理・計量社会学研究』を設置する。

学生は、必修科目『社会調査法研究』に加えて、前述3科目のうちから自らの研究に資するものを1つ以上選択履修することで、高度かつ最先端の社会調査法を修得することができる。

なお、社会調査法に関して『社会調査法研究』『質的調査法研究』『量的調査法研究』の3つの科目を修得したうえで、後述の条件を満たしていれば、専門社会調査士の資格を得ることができる。

(ウ) 社会学の知を実社会で実践していくための協働性の涵養

あらゆる人々が活躍できるより良い社会の実現にむけて、学修や研究で得られた「知」を実社会で実践していくことのできる人材の養成が大学院に対する社会的ニーズとなっている。この実践については、多様な分野・多様な立場の人々の「知」を束ね、協働にむすびつけることのできる高度な調整能力とされることである。

本研究科では、この社会的ニーズも踏まえ、社会学理論や社会調査法の高度な知識の涵養はもとより、社会全般に関心を持ち、常識にとらわれず社会に内在する問題や課題を発見し、その課題解決のために、高度な知識を活用しようとする態度や、多様な他者を巻き込んでいくための協働性を、教育課程の中で涵養していくことを重視している。

このために、複雑化する社会のあり方への広い関心や、新しい社会の構築のための課題発見能力、他者と課題解決を図ための協働性を涵養する2つの科目、『地域プロジェクト型研究』と『社会協働型ワークショップ』を設置する。

『地域プロジェクト型研究』は、理論と実践を架橋する科目であり、実際にフィールドに分け入り、多様な他者と社会課題を共有し解決していく能力を涵養する。

『社会協働型ワークショップ』は、国内外の研究者や現場で活躍する実務家等のゲストスピーカーによる講義を受け、受講者及び教員を含めた参加者全員で現代の複雑化する国内外の様々な社会課題の原因、解決策などについてディスカッションするワークショップである。複雑な社会のあり方への関心や課題を発見する能力とともに自分の考えを絶対視せず多様な他者を尊重する志向性を涵養する。

(エ) 学生の研究テーマを中心とする社会学の深い知識と幅広い知識の体系的な獲得

学生が本研究科で学修・研究を進めていくにあたっては、まずは、それぞれが自身の問題意識を基にした研究テーマを設定し、このテーマに関する社会学の専門知識を深めていくことが求められる。あわせて、社会の課題の解決策を考案していくにあたっては、複雑な社会のあり方に対しても関心の領域拡大が求められることである。

学生が研究テーマを中心とし、関連領域も含む社会学の専門知識を深くあるいは幅広く獲得していくために、本研究科では、教育課程に「研究テーマ科目」の科目区分を設ける。また、この中に地域創生や少子高齢化の問題、ジェンダー不平等、高度な情報発信への対応などの社会課題の解決に必要な、地域、家族・ジェンダー、広告、文化、社会哲学、労働・人口、教育、地域メディア、映像情報、スポーツ、健康の11のテーマに対応する社会学の科目を置く。

本研究科は、研究指導教員に加え、副研究指導教員を置き、きめ細かな研究指導を実現しており、この指導のもと、研究指導教員による「研究テーマ科目」を4単位、副研究指導教員の「研究テーマ科目」を4単位修得していくことで、学生が設定した研究テーマを中心に、体系的に社会学の深い知識と広い知識を獲得していくことができる。

(オ) 多様なバックグラウンドを持つ学生に配慮した対応

本研究科は、社会人等に対する高度なリカレント教育という大学院が果たすべき社会的機能にも応じるものとして、基礎となる学部等からの進学者の他、社会人等を受け入れることとしており、本研究科の教育目的、教育課程にも合致して、多様なバックグラウンドを持つ学生が学びあう環境となる。

このことに対応して、きめ細かな研究指導を実現できる適正な入学定員を設定する。この研究指導体制として、学生の研究テーマに応じた研究指導教員の他、副研究指導教員が、学生のバックグラウンドや問題意識に応じて研究指導を行うこととしている。

なお、特に在職の社会人学生については、研究テーマを深く追求した結果、自らが考案した社会課題解決策を職業社会で実践していくことを希望する者がいることが想定できる。本研究科では、これに対応することとして、修了要件として課される学位論文については、学生は修士論文と特定課題研究報告書のいずれかを選択することができるものとする。

また、在職の社会人学生の学修の機会が損なわれることのないよう、「研究基盤科目Ⅰ・Ⅱ」や「研究指導科目」等については、本学の通常開講曜日の中で、土曜日の1時間目から5時間目を中心に配置するとともに、個々の学生のニーズに応じてリピート開講をするなど、履修環境について適切かつ柔軟な対応を行う。

5 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、授業あたりの学生数、配当年次

本研究科は、Society 5.0、データ駆動型社会及び国連が提唱するSDGsの実現を推進するこれからの社会に必要となる「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」を養成することを教育目的とし、主に基礎となる学部等からの進学者の他、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者等も受け入れる。これにより、本研究科は、多様なバックグラウンドを持つ学生が学びあう環境となる。したがって、学生に応じたきめ細かな研究指導を実現できる適正な定員の設定が必要であり、本研究科の入学定員は6名とする。

この受け入れた学生が、本研究科が学位授与の方針において示す専門知識・技術・態度・志向性を確実に修得できるよう、本研究科の教育課程には、学位授与の方針で示す4つの能力等に対応して4つの科目区分を設け、さらに科目区分の「研究基盤科目Ⅱ」には、目的に応じた3つの科目群を設ける。

この科目区分及び科目群に設置する各授業科目には、順次性に応じた配当年次、体系に応じた必修あるいは選択履修、適切な授業方法、学生数を設定する。なお、この授業方法については、理論の定着を主とするものは講義形式で行い、学生自身による調査・分析や論文作成等を必要とするものは演習形式で行うこととし、授業目的に応じて適切な授業方法を採る。なお、いずれの授業形式の場合も、学生の理解が確実に進むよう、双方向によ

る教授・指導を行う。

具体的には以下のとおりである。

(ア)「研究基盤科目Ⅰ」

「研究基盤科目Ⅰ」には、社会学理論及び社会調査法を学修することができる『社会学理論研究』『社会調査法研究』の2科目を配置する。

- ・『社会学理論研究』は、先人たちによって蓄積されてきた、社会事象を説明する諸理論を体系的に学び、加えて現代までの社会学理論をたどりつつ、複雑な社会課題を多数抱える現代社会の特質を理論的側面から把握し、持続可能な社会が求められるその背景と重要性について学ぶ科目である。理論の定着を主とするものであるため、講義形式で授業を実施する。
- ・『社会調査法研究』は、社会調査を実践するにあたって前提となる知識を幅広く学ぶとともに、デジタル技術に支えられる新たな社会において、エビデンスに基づき社会課題の解決策を考案していくために必要となるデータ分析の高度な知識について学ぶ科目である。学生自身による調査・分析を主とすることから、演習形式で授業を実施する。

これらの科目は、社会学を中心的な学問領域とする本研究科の核となる科目であることから、1年次前期に配置し、いずれも必修であるから定員は設けない。

(イ)「研究基盤科目Ⅱ」

「研究基盤科目Ⅱ」は、社会学の基盤的な能力や社会学を学修する者の資質を涵養する目的で設置される。この「研究基盤科目Ⅱ」には、以下の目的に応じて「社会学理論科目群」「社会調査法科目群」「協働科目群」を設定する。

「社会学理論科目群」：

社会学理論科目群には、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』の知識をさらに深化させる科目として『現代文化理論研究』『社会学史研究』『現代社会論』を配置する。これら3科目は理論の定着を主とするものとして講義形式により授業を実施する。

- ・『現代文化理論研究』は、社会学理論の中でも文化（カルチャー）研究に焦点を当てた理論であり、研究テーマでの文化、地域、メディアなどの基盤となる理論となる。
- ・『社会学史研究』は、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』で取り扱われた古典的な社会学理論の意義を歴史的背景も交えつつさらに深く学修する科目である。
- ・『現代社会論』は現代社会に典型的と思われる社会現象及び諸問題に焦点を当て、その特徴を説明する社会学理論を学修する科目である。

これらの科目は、学生が取り組む研究テーマの理論的基盤に対する理解を深めることができるものであることから、1年次後期に配置する。また、学生それぞれの研究テーマに応じて、3科目のうちから1科目以上を修得する。いずれも今後の研究基盤となるものであるから定員は設けない。

「社会調査法科目群」:

社会調査法科目群には、「研究基盤科目Ⅰ」の『社会調査法研究』の知識をさらに深化させる科目として『質的調査法研究』『量的調査法研究』『数理・計量社会学研究』を配置する。『質的調査法研究』『量的調査法研究』の2科目は学生自身による調査・分析を主とすることから、演習形式により授業を実施する。『数理・計量社会学研究』は、理論の定着を主とするものとして講義形式により授業を実施する。

- ・『質的調査法研究』は、フィールド調査、インタビュー調査などから得られる文字データ、口頭データ、画像データなど質的データの収集方法や分析方法等を学修する科目である。
- ・『量的調査法研究』は、数値データの収集方法やそれらを統計的に分析する方法等を学修する科目である。
- ・『数理・計量社会学研究』は数理社会学の理論とそれに関連する計量的分析をセットで学修する科目である。質的データの分析を量的にアプローチするなど高度な統計手法を学修する科目である。

これらの科目は、1年次前期の『社会調査法研究』に続くものであり、また、2年次の学位論文作成のために活用されることから1年次後期から配置し、3科目のうちから1科目以上を修得する。いずれも今後の研究基盤となるものであるから定員は設けない。なお、これら3科目は『社会調査法研究』の知識が基礎となることから、当該科目の修得を履修の条件とする。

「協働科目群」:

協働科目群には、本研究科で社会学を学ぶ者が備えるべき、高度な知識を社会の課題解決に活用しようとする態度や、実践に必要となる協働性を涵養する科目として、『地域プロジェクト型研究』『社会協働型ワークショップ』の2科目を配置する。これら2科目はディスカッションなどを用いながらも、理論の定着を主とすることから、講義形式により授業を実施する。

- ・『地域プロジェクト型研究』は、連携する地域フィールドにおける活動を基に、社会学理論、社会調査法を活用しながらプロジェクト運営を深く理解するプロジェクト型科

目であり、理論と実践を架橋する科目となる。定員については、きめ細かな指導が必要であることから原則として3名とする。

- ・『社会協働型ワークショップ』は、国内外の研究者や現場で活躍する実務家等のゲストスピーカーの講義を受け、受講者及び教員を含めた参加者全員で現代の複雑化する国内外の様々な社会課題の原因、解決策などについてディスカッションするワークショップである。多様な他者とのディスカッションを行うことから定員については設けない。

これらの科目は、学生の問題意識や研究テーマの明確化にもつながるため、1年次前期から配置し、2科目のうちから1科目以上を修得する。

(ウ)「研究テーマ科目」

「研究テーマ科目」は学生が選択する個別テーマに対する深い専門知識と関連領域の幅広い知識を涵養することを目的として設置される。研究テーマは11からなり、それぞれのテーマ内の特徴・分野により前期（A）、後期（B）として、22科目を配置する。

『地域社会研究A』『地域社会研究B』『家族・ジェンダー研究A』『家族・ジェンダー研究B』『広告研究A』『広告研究B』『文化研究A』『文化研究B』『社会哲学研究A』『社会哲学研究B』『労働・人口社会研究A』『労働・人口社会研究B』『教育社会研究A』『教育社会研究B』『地域メディア研究A』『地域メディア研究B』『映像情報研究A』『映像情報研究B』『スポーツ社会研究A』『スポーツ社会研究B』『健康社会研究A』『健康社会研究B』

これらは、学生自らが設定する研究テーマに即した社会学の専門知識を深めるものことから、1年次前期から配置し、研究指導教員が担当する科目2科目を必修とする。加えて、研究テーマに即して視野を拡大するために副研究指導教員が担当する科目2科目を必修とする。いずれも、理論の定着を主とするものであるため講義形式で授業を行う。

(エ)「研究指導科目」

「研究指導科目」は、各自の研究テーマに対し、修士論文または特定課題研究報告書の作成を通して、社会学の総合的かつ多面的な知を獲得する目的として設置される科目である。

修士論文または特定課題研究報告書を作成するために、研究計画の策定、研究調査の手法の選択、考察や研究成果のまとめ方、研究の位置づけ等について助言及び実践的な指導を段階的かつ体系的に行うため、『特論演習Ⅰ～Ⅳ』を演習形式で実施する。

『特論演習Ⅰ』『特論演習Ⅱ』を1年次に配置し、『特論演習Ⅲ』『特論演習Ⅳ』を2年次に配置し、いずれも必修とする。

(2) 履修指導・研究指導の方法及び修了までのスケジュール【資料2】

本研究科では、基礎となる学部等からの進学者の他、多様なバックグラウンドを持つ社会人等を受け入れることとしており、特に在職の社会人の場合には仕事と研究活動との両立が必要となることから、個別の学修の目的やあるいは事情に応じたきめ細かな履修指導・研究指導が求められる。したがって、本研究科では入学定員を6名とし、学生1名に対して研究指導教員及び副研究指導教員の2名が履修相談や履修指導、研究指導を行う体制とする。

学生は、以下のスケジュールにより、研究指導教員及び副研究指導教員の2名から履修指導・研究指導をうけながら、修了に至るまで学修を進めていく。

(ア) 研究指導教員の決定（入学時）

入学直後よりきめ細かな指導が行えるよう、本研究科への入学希望者には、出願までに、「研究指導科目」を担当する教員の中から研究指導を希望する教員にメール・訪問等により事前相談を行うことを求める。なお、この事前相談が適切に行えるように、本研究科に所属する教員と研究内容については、予め本研究科 Web ページ等で公開する。

入学後の4月に連絡・相談を受けた教員が学生と面談し、ここで研究指導教員を決定する。この研究指導教員が「研究指導科目」等の機会を通じて、修了まで適切かつきめ細かな履修指導・研究指導を行っていく。

(イ) 履修相談・履修登録、副研究指導教員の決定、研究計画書の提出（1年次4月初旬）

学生は履修モデルを参考にしながら、1年次前期の履修計画を立て、履修登録を行う。その際に研究指導教員が、学生の将来のキャリア等を踏まえ履修相談や履修指導を実施する。また、学生が研究を進めていくうえできめ細かな支援を早期に受けることができるように、学生の研究テーマ、学生の意向を考慮しつつ研究科会議において「研究指導科目」を担当する教員の中から副研究指導教員を決定する。この副研究指導教員は、「研究テーマ科目」等の機会を通じて、学生が関連する社会学の領域にとどまらず、他の領域への視野を拡大していくことについても研究指導を行っていく。

学生は、研究指導教員及び副研究指導教員の指導と助言を受け、研究計画書を作成して提出する。

(ウ) 履修相談・履修登録、研究テーマの確認（1年次9月）

学生は履修モデルを参考にしながら、後期の履修計画を立て、履修登録をする。この際、修士論文あるいは特定課題研究報告書の作成を見据えて、学生が自らの問題意識やキャリア等に応じた研究を進めていけるよう、研究指導教員及び副研究指導教員が履修相談や履

修指導を実施し、研究テーマを確認する。

学生は、履修指導を踏まえ、研究指導教員による研究指導を受けながら、研究指導教員及び副研究指導教員の「研究テーマ科目」を履修することを通じて、自らの研究テーマに沿った社会学の専門知識を深めていく。

なお、1年次後期から本学における研究倫理教育プログラムの受講を義務付けており、研究遂行上に必要となる倫理観の育成を行うと同時に、研究指導教員及び副研究指導教員は、学生が作成する研究計画を遂行するうえで実施される調査等に対し適切な指導を行う。また、調査の実施に向けて、本学の「人を対象とする研究倫理委員会」での倫理審査が必要な場合においては、適切な調査計画を策定するための指導を行い、研究指導教員と連名により研究計画書及び研究倫理申請書を「人を対象とする研究倫理委員会」に提出し、受審のうえ、承認を受ける【資料3】【資料4】。

(エ) 学位論文について修士論文、特定課題研究報告書のいずれかの選択（1年次3月）

1年次終了時には、これまでの履修指導・研究指導を通して、学生は、自らの研究テーマを明らかにしつつ、研究をどのように自らのキャリアや社会での実践につなげていくか、この構想が形作られる時期になっている。ここで、研究指導教員及び副研究指導教員が学生と面談を行い、学生のバックグラウンドを十分吟味のうえ、修士論文あるいは特定課題研究報告書のいずれを作成するかを決定する。

(オ) 研究計画書の提出（2年次4月中旬）

修士論文あるいは特定課題研究報告書の作成に向け、研究テーマに従い、研究計画の策定を促し、学生に研究計画書を作成させる。この研究計画について、研究指導教員及び副研究指導教員の双方による確認を経たうえで、学生は修了に至る研究計画書を提出する。これに基づき、研究指導教員及び副研究指導教員が連携して、学生の修了後のキャリア等に資する修士論文あるいは特定課題研究報告書の完成に到達できるよう、きめ細かな研究指導を行う。

(カ) 学位論文中間報告会（2年次9月下旬）

研究指導教員、副研究指導教員等が同席する公開の学位論文中間報告会において、学生に修士論文あるいは特定課題研究報告書の中間報告を求め、研究の進捗状況やその時点での研究成果を確認する。発表終了後には研究指導教員、副研究指導教員等が問題点を指摘し、修士論文あるいは特定課題研究報告書の作成に向け、引き続き指導する。

(キ) 学位論文の題目提出、主査・副査の選定（2年次10月中旬）

研究指導教員の許可の下、学生に修士論文あるいは特定課題研究報告書の題目を研究科長宛てに提出させる。提出された修士論文あるいは特定課題研究報告書の題目に基づき、

研究科会議にて主査・副査を選定し、学位論文審査委員会を設置する。なお題目提出に当たっては、学生の研究の進捗状況などを考慮しつつ、事前に研究指導教員及び副研究指導教員が適切に指導を行う。

(ク) 要旨と学位論文の提出（2年次1月中旬）

研究指導教員及び副研究指導教員は、学生が提出期日までに修士論文あるいは特定課題研究報告書を完成することができるよう指導を行う。修士論文あるいは特定課題研究報告書の完成後は、学生に要旨を作成させ、本文とあわせて期日までに提出させる。

(ケ) 学位論文公開研究発表会（2年次2月初旬）

修士論文あるいは特定課題研究報告書を提出した者には、公開の学位論文公開研究発表会において研究成果を発表させる。研究指導教員及び副研究指導教員は、学生が学位論文公開研究発表会において適切に発表を行うことができるよう発表内容や方法について事前に指導を行う。公開研究発表会での発表に対しては、主査と副査による口頭試問を行う。

(コ) 学位論文審査委員会での審議（2年次2月初旬）

主査は副査を招集し、学位論文審査委員会を開催する。学位論文審査委員会では、学位論文公開研究発表会における口頭試問による審査結果についての審議を行うとともに、修了要件を充足しているかを確認したうえで、学位授与の可否についての判定を行う。その後、審査結果報告書を作成し、研究科会議に上程する。

(サ) 学位論文最終稿の提出（2年次2月中旬）

学位論文公開研究発表会での口頭試問を受けて、研究指導教員及び副研究指導教員からの指導による補訂を受け、修士論文あるいは特定課題研究報告書の最終稿を提出する。

(シ) 修士課程の修了及び学位の授与（2年次3月中旬）

学位論文審査委員会にて学位授与可の判定を受けた者については、審査結果報告書に基づき研究科会議、大学院委員会での審議・承認を受けたうえで、修士課程を修了させることとし、学長より学位を授与する。

以上のとおり、入学前から修了に至るまで、研究指導教員及び副研究指導教員が連携し、学生に対して、そのバックグラウンドにも配慮したきめ細かな履修指導・研究指導を行っていく。なお、特に在職の社会人については、仕事と研究活動との両立が求められることから、学生と面談のうえ、固有の事情に応じて、インターネットを通じた遠隔での質疑・相談などの柔軟な対応をとる。

(3) 修了要件

本研究科は、「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」を養成することを教育目的とし、これを達成するための学位授与の方針において示す4つの能力等に対応して、教育課程には4つの科目区分を設け、さらに科目区分の「研究基盤科目Ⅱ」には、目的に応じた3つの科目群を設ける。

本研究科では、2年以上在学し、この科目区分及び科目群に設置する科目を以下に定めるとおり30単位以上修得したうえで、修士論文あるいは特定課題研究報告書の審査に合格したものに学位を授与する。

1年間の履修登録上限単位数については、多様なバックグラウンドを持つ学生の中には、1年目に重点的に講義科目を履修させ、2年目に研究活動に集中させることが効果的である者もいるため、年間登録単位数の上限を26単位とする。なお、無理な学修にならないよう、履修登録にあたっては、研究指導教員及び副研究指導教員が履修指導を厳格に行う。

4つの科目区分における所定単位の修得方法は、次の通りである。

第一に、必修科目である「研究基盤科目Ⅰ」を2科目4単位修得する。

第二に、選択科目である「研究基盤科目Ⅱ」については、「社会学理論科目群」から1科目2単位以上、「社会調査法科目群」から1科目2単位以上、「協働科目群」から1科目2単位以上、合計3科目6単位以上を修得する。

第三に、選択科目である「研究テーマ科目」については、研究指導教員が担当する2科目4単位及び副研究指導教員が担当する2科目4単位、合計4科目8単位を修得する。

第四に、必修科目である「研究指導科目」については、『特論演習Ⅰ』『特論演習Ⅱ』『特論演習Ⅲ』『特論演習Ⅳ』の4科目8単位を修得する。

これら4つの科目区分の最低修得単位を満たした後、残りの4単位については、「研究基盤科目Ⅱ」「研究テーマ科目」から修得する。

なお、本研究科の標準修業年限は2年であるが、在職の社会人学生が仕事と研究活動の両立を図ることができるよう、研究指導教員との相談のうえ、より長い3年又は4年の修学も可能とする長期履修制度も導入する。

(4) 履修モデル

本研究科の教育目的である「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」には、高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材となり、現実の社会課題の解決に向けて職業社会の中で知を実践していくことを求める。

本研究科では、社会課題の解決に取り組む意欲を持つ人々にとっての高度なりカレント

教育の場となっていくために、基礎となる学部等からの進学者のみならず、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者等、多様な人々を受け入れていく。このため、本研究科では、多様なバックグラウンドを持つ学生が学ぶことになり、研究のテーマや目的も一様なものとはならないが、本研究科の教育課程を踏まえ、受け入れる学生の背景や、本研究科修了後に期待されるキャリアにより、履修モデルとして以下を提示することができる。

(ア) 履修モデル1 高度専門職業人（一般学生）【資料5】

基礎となる学部等からの進学者で、本研究科の教育課程でさらに高度な社会学理論や社会調査法を修得し、また、社会で必要とされる実践的スキルを修得しながら家族を専門テーマに研究を行った場合には、学術的知見と実践能力を備え、他者と協働して社会課題の解決を目指す公務員として、例えば、家庭裁判所調査官等の高度な専門知識とスキルの活用が求められる「高度専門職業人」として活躍することが可能となる。

このための履修モデルは、次のとおりとなる。

「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』『社会調査法研究』は必修科目であるため、1年次前期に履修する。

「研究基盤科目Ⅱ」の「社会学理論科目群」では、さらに社会学理論の高度な知識をつける科目として、1年次後期に『社会学史研究』『現代社会論』を履修する。これは公務員の試験対策にもなる。次に「協働科目群」では、『社会協働型ワークショップ』を1年次前期に履修する。

「社会調査法科目群」では、面接調査や参与観察等の手法や口頭データの分析方法を学ぶことのできる『質的調査法研究』を1年次後期に履修する。将来の仕事における面接調査や観察のスキル、コミュニケーションスキルの涵養に関連すると考えられる。

家庭裁判所調査官等の高度専門職業人においては、家族や教育の問題についての専門知識が必要であることから、「研究テーマ科目」では、研究指導教員の『家族・ジェンダー研究A』『家族・ジェンダー研究B』を1年次前期・後期に履修する。また家族問題と関連がある保健・公衆衛生分野に関わる『健康社会研究A』を1年次前期に履修する。

「研究指導科目」として家族・ジェンダーを専門とする研究指導教員の『特論演習Ⅰ』～『特論演習Ⅳ』を2年間一貫して履修し、研究指導を受けるとともに、教育を専門とする副研究指導教員の「研究テーマ科目」である『教育社会研究A』『教育社会研究B』を2年次前期・後期に履修するとともに副研究指導教員からも研究指導を受ける。

(イ) 履修モデル2 高度で知的な素養ある人材（社会人学生等）【資料6】

在職の社会人に対しては、本研究科の教育課程によって、自身の研究テーマの知識とともに幅広い社会学の知識やデータ活用や処理能力、加えて課題解決のための協働性を備えることが可能となる。修了後には論拠に基づいた政策立案を行い、これの実現に向けて多様な他者との協働ができるなど、「知識基盤社会を支える高度で知的な素養を持つ人材」と

して活躍することが可能となる。

このための履修モデルは、次のとおりとなる。

「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』『社会調査法研究』は必修科目であるため、1年次前期に履修する。

「研究基盤科目Ⅱ」の「社会学理論科目群」では、地域文化等の地域資源を考えるにあたり基本的思考を身につける『現代文化理論研究』を1年次後期に履修する。「協働科目群」では、これまでのキャリアと理論の架橋となる『地域プロジェクト型研究』を1年次前期に履修する。「社会調査法科目群」では、高度なデータ活用、処理能力を身につけ、統計的分析を可能にする『量的調査法研究』と統計的分析能力を高め、政策立案のためにビッグデータ等を使用したより高度な解析ができるように『数理・計量社会学研究』を1年次後期に履修する。

地域社会問題についての専門知識が必要であることから、「研究テーマ科目」では、研究指導教員の『地域社会研究A』『地域社会研究B』を1年次前期・後期に履修する。また地域資源と関連がある『文化研究A』を1年次前期に履修する。

「研究指導科目」として、地域を専門とする研究指導教員の『特論演習Ⅰ』～『特論演習Ⅳ』を2年間一貫して履修し、研究指導を受けるとともに、自治体の広報などに関連する広告を専門とする副研究指導教員の「研究テーマ科目」である『広告研究A』『広告研究B』を2年次前期・後期に履修するとともに副研究指導教員からも研究指導を受ける。

(ウ) 履修モデル3 高度で知的な素養ある人材（一般学生・社会人学生等）【資料7】

企業・団体等に就職するという選択をせず、地域における社会起業家として自身で事業を起こしたい学生や、キャリアチェンジとして起業したい社会人等は、本研究科の教育課程により修得した社会学の知識や調査能力、企画・提案や実現に向けて実践していくための他者との協働性を獲得し、さらに地域社会をテーマに研究することで、「知識基盤社会を支える高度で知的な素養を持つ人材」として活躍することが可能となる。

このための履修モデルは、次のとおりとなる。

「研究基盤科目Ⅰ」の『社会学理論研究』『社会調査法研究』は必修科目であるため、1年次前期に履修する。

「研究基盤科目Ⅱ」の「社会学理論科目群」では、文化、歴史などに関する基本的思考を身につけることを目的に『現代文化理論研究』を1年次後期に履修する。「協働科目群」では、『社会協働型ワークショップ』を1年次前期に、『地域プロジェクト型研究』を2年次前期に、「社会調査法科目群」では、文化や歴史のテーマに対する調査手法を学ぶ『質的調査法研究』を1年次後期に履修する。

「研究テーマ科目」では、研究指導教員の『文化研究A』『文化研究B』を1年次前期・後期に履修する。また地域メディアにかかる『地域メディア研究B』を1年次後期に履修する。

「研究指導科目」として、文化を専門とする研究指導教員の『特論演習Ⅰ』～『特論演習Ⅳ』を2年間一貫して履修し研究指導を受けるとともに、地域を専門とする副研究指導教員の「研究テーマ科目」である『地域社会研究A』『地域社会研究B』を2年次前期・後期に履修するとともに副研究指導教員からも研究指導を受ける。

(5) 学位論文審査体制

修士論文あるいは特定課題研究報告書の審査を行う学位論文審査委員会は、4名の体制とする。4名の構成は原則として、研究指導教員、副研究指導教員、本研究科の研究指導資格をもつ教員1名、本学の他研究科の研究指導資格をもつ教員1名をもって当該委員会を構成し、主査1名、副査3名とする。

本研究科の研究指導資格をもつ教員1名ならびに本学の他研究科の研究指導資格をもつ教員1名については、研究科会議において、当該学位論文の研究テーマに照らして審査委員に最も相応しい教員を適切に選抜し決定する。

主査については、研究指導教員、副研究指導教員以外の者が務める。すなわち、本研究科の研究指導資格をもつ教員もしくは本学の他研究科の研究指導資格をもつ教員のいずれかが担当する。いずれが主査を担当するかは、本研究科の研究科会議において審議し適切に決定する。

また、学位論文審査委員会において可否同数の場合は、評価の公平性・公正性が担保されるように、主査が最終判定を行う。

9月下旬に公開制の学位論文中間報告会を実施し、その後、研究指導教員、副研究指導教員によって学位論文の問題点のチェックを行い、質の向上を図る。

1月中旬から2月初旬には、修得単位等に関する資格審査を経て、学位論文公開研究発表会において研究成果の発表及び口頭試問を行う。

学位論文審査委員会において、学位授与の方針を基準として審査し、合格と判定されれば、課程修了者として、研究科会議、大学院委員会の議を経て、学長が修士の学位を授与する。最終的に提出された修士論文については、タイトル及び要旨を本学学術リポジトリに登録し、WEB上で公開する。

以上のとおり、学位論文の審査にあたっては厳格に実施する。なお、学位申請の手続き及び学位審査基準については、「京都産業大学大学院履修要項」に記載のうえ、Webにも公開する。

6 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

本研究科の修了要件として、所定の単位の取得ならびに修士論文あるいは特定課題研究報告書の審査に合格することが必要である。

修士論文あるいは特定課題研究報告書のいずれかで審査を受けるかについては、1年次の終了時点で決定する。そこで研究指導教員及び副研究指導教員は学生に対しいずれかで

の提出にすべきか学生と議論しながら助言、指導をする。

修士論文は、研究の独自性、新規性を有するものとして、すでに本学あるいは他大学での社会学の学士課程を修了し、社会学理論や社会調査の手法を用いて、研究の成果を論文の形でまとめたいと考える学生が提出するものと想定される。

修士論文の審査基準は、以下のとおりとする。

1. 学術上の問題意識に則り、独自性のある研究課題が設定されている。
2. 設定された課題が、関連する研究の到達点を踏まえている。
3. 研究の目的が明確に示され、目的を達成するための方法が適切に選択され、活用されている。
4. 論文の記述（本文、図、表、引用）が十分かつ適切であり、論理的に構成されている。
5. 調査により得られたデータ・資料が適切に活用されている。
6. 得られた結論について新規性が認められる。

他方、特定課題研究報告書は、社会学の見地からの調査・研究による学術的な分析を通じて、現実的な政策提言を立案・提示するものである。すなわち、学生の関心のある研究テーマを現実の社会課題と位置づけ、現実の社会課題解決のための分析、課題解決策の立案という研究の取り組みを実施し、その過程を記録し、報告するものであり、社会人や他分野の学士課程を修了したものが提出するものと想定される。

特定課題研究報告書の審査基準は、以下のとおりとする。

1. 自身の経験・実践に基づいて社会が直面する課題が設定されている。
2. 設定された課題が、関連する研究の到達点を踏まえている。
3. 研究の目的が明確に示され、目的を達成するための方法が適切に選択され、活用されている。
4. 報告書の記述（本文、図、表、引用）が十分かつ適切であり、論理的に構成されている。
5. 調査により得られたデータ・資料を適切に活用している。
6. 社会学の見地からの調査・研究による学術的な分析を通じて、現実的な政策提言を行っている。

特定課題研究報告書にあっては、審査基準の2, 3, 4, 5の四つの項目が修士論文と共通である。このことにより、特定課題研究報告書の内容は、以下の点において修士論文と共通の性質をもつ。すなわち、先行研究の到達点を踏まえた課題を設定した上で（審査基準2）、適切な目的と方法に従って研究を実施し（審査基準3）、適切なデータ・資料に基づいて（審査基準5）、適切な記述により論理的に構成される（審査基準4）。

その一方で、特定課題研究報告書においては、あくまで学生自身の経験・実践に基づいて社会的な課題が設定され（審査基準1）、その成果は、社会学の知見を用いつつ現実的な政策提言を行う（審査基準6）点において、修士論文とは異なる。ただし、その成果は政策提言ではあっても、先行する研究の知見を踏まえて課題解決につながる政策提言

を意図しており、新たな知見の創造を行う点において、新規性を重要な要件とする修士論文と同等の水準を有する。

修士論文、特定課題研究報告書ともに学位論文審査委員会を設け、発表及び口頭試問により審査を行い、可否を判定する。修士論文と特定課題研究報告書において、研究指導方法や質、審査のプロセスについて、差異を設けることはしない。

7 基礎となる学部との関係

修士（社会学）を授与する本研究科は、学士（社会学）を授与する現代社会学部現代社会学学科を基礎とする。

現代社会学部は、「社会が真に解決を必要としている問題を発見し、その解決のために自ら考え活動するだけでなく、他者と積極的に協働することにより、現代社会の安定的発展とそこに生きる人々の幸福に寄与する人材」の養成を教育目的としている。現代社会学科は、この学部の教育目的を踏まえ、「現代社会が内包する『地域』『人間』『メディア』にかかわる諸問題の解決に向けて、社会学の知見を活かし主体的に行動するだけでなく、他者と協働する社会に開かれた行動力を兼ね備え、多様な価値観を容認する社会の実現に寄与する人材」の養成を教育目的としている。

この現代社会学部現代社会学科では、初年次から少人数クラスでアクティブ・ラーニングを行い、社会学の知識・理論の確実な定着や、批判的思考やコミュニケーション能力を醸成している。また、多様な価値観に触れ、平和や公正など倫理性を高めるためのジェンダー、セクシュアリティ、男性学・男性性研究、多文化共生、エスニシティを学ぶ科目や、その他文化やメディア分野などの科目も充実させている。他学科となる現代社会学部健康スポーツ社会学科では、健康やスポーツに係る社会学の科目を開講しており、これらも学生の選択により履修可能とすることで、社会学の応用分野を幅広く学修できる教育課程としている。

多様な他者との協働の際に求められるリーダーシップ力を涵養するための科目も専門教育科目として体系的に配置している。あわせて、社会課題の解決を実践的に考えられるよう、理論と実践を架橋・往還するフィールドでの課題解決型演習を設置し、自治体や海外大学との連携により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む中で、社会学の知識・専門性を基盤として、よりよい社会を構想し、実現にむけて行動していく志向性・態度も涵養している。

本研究科の教育目的及び教育課程は、まずは社会学を教授する本研究科に対する社会的なニーズを汲んだものであるが、社会学教育を行う基礎となる学部等とも接続・連続して構成している。

すなわち、本研究科の教育課程に設ける4つの科目区分「研究基盤科目Ⅰ」「研究基盤科目Ⅱ」は、社会学理論と社会調査の手法のより高度な学修に資するものである。この「研究基盤科目Ⅱ」の中の「協働科目群」は、基礎となる学部等におけるリーダーシップ力を

高度に拡大するものである。また、「研究テーマ科目」に置く社会学の授業科目は、基礎となる学部等の「地域」「人間」「メディア」に関連する社会学の科目を発展するものとしている。「研究指導科目」の担当教員は、基礎となる学部等においても演習科目を担当していることから、基礎となる学部等からの進学者は、連続性のある社会学の研究を本研究科において行うことができる。

以上のとおり、本研究科と基礎となる現代社会学部現代社会学科は、教育課程上において連関・接続性を有している【資料8】。

8 取得可能な資格

本研究科においては、学部教育において一般社団法人社会調査協会が認定する「社会調査士資格」を取得した者でさらに本研究科の開講科目『社会調査法研究』『質的調査法研究』『量的調査法研究』を修得した場合に、同協会が認定する「専門社会調査士」の資格を取得することを可能にする。

また、「社会調査士資格」を取得していない者であっても、前述3科目を履修または修得したうえで、同協会が実施する特別講義を受講すれば、「社会調査士」と「専門社会調査士」の同時申請が可能となる。

なお、「専門社会調査士」の資格取得は、本研究科が開講する科目以外に、同協会が独自に実施する特別講義をもって認定となる学生が一定数存在している可能性もあることから、本研究科の修了要件とは設定しない。

9 入学者選抜の概要

(1) 学生受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

本研究科は、Society 5.0、データ駆動型社会及び国連が提唱するSDGsの実現を推進するこれからの社会に必要な「多様な他者と協働しながらエビデンスに基づく社会課題の解決策を考案するために、複雑な社会のあり方に関心を持ち、社会学理論と社会調査法の高度な知識を活用できる人材」を養成することを教育目的とする。

本研究科では、社会人に対する高度なリカレント教育という大学院が果たすべき社会的機能にも応じるものとして、基礎となる学部等からの進学者の他、社会人等を受け入れる。

また、本研究科で学修・研究を希望する者には、本研究科の教育課程を修了の後、高度な知識やスキルが求められる高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養のある人材として、獲得した社会学の専門知識、高度な調査・研究の能力をもって、社会の課題解決を考案のうえ、多様な他者と協働してこの解決に向けて行動していくことを求める。

この趣旨を十分に理解した人物を受け入れることとし、学生受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）として以下の項目を掲げる。

(ア) 社会に生起する問題に関心があり、社会学の研究を通じて社会課題の解決に取り

組む意欲を持つ者

- (イ) 社会学理論と社会調査法の高度な専門知識を備えた高度専門職業人あるいは知識基盤社会を支える高度で知的な素養を持つ人材を目指す意欲を持つ者
- (ウ) 社会課題の解決のために多様な人々と協働することの重要性を理解し、それを実践する能力の修得に意欲を持つ者
- (エ) 大学院において修士論文あるいは特定課題研究報告書を完成させるために必要な意欲と基礎学力を備えている者

(2) 選抜方法, 選抜体制

①選抜方法

前述の学生受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に則り、多様なバックグラウンドを持つ者がそれぞれの特性や経験を活かすことのできる「一般入試」「内部進学特別推薦入試」「社会人入試」を実施し、本研究科での修学に意欲を持つ優れた者を厳格に選抜のうえ、受け入れる。

出願資格、入学定員、入学試験方法、選抜方法毎の募集割合は次の通りである。

(ア) 出願資格

- (a) 学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者、又は当該年度に卒業見込みの者
- (b) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (c) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (d) わが国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る）を有するものとして、当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (e) 文部科学大臣の指定した者
- (f) 京都産業大学現代社会学部に 3 年以上在学した者で、本研究科が定める所定の単位を優秀な成績で修得した者
- (g) 本研究科において、経歴や社会業績等の個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等またはそれ以上の学力を有すると認められた者で、かつ入学時に 22 歳に達している者

(イ) 入学定員

本研究科では、基礎となる学部等からの進学者の他、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者等も受け入れるため、多様なバックグラウンドを持つ学生に応じたきめ細かな研究指導を実現できる適正な定員の設定が必要である。このため、本研究科の入学定員は、すべての入学試験方法を合計して 6 名とする。

(ウ) 入学試験方法

【一般入試】

本研究科は、基礎となる現代社会学部現代社会学科と接続しているため、当該学科からの進学者が主となることが想定されるが、本研究科で受け入れる学生は、当該学科からの進学者のみに限定するものではない。現代社会学部の卒業生や他大学からの進学希望者など、本研究科の教育目的に関心がある多様な人々に、本研究科での学修・研究の機会を公平に提供するために一般入試の制度を設ける。本制度による募集定員は、入学定員6名のおよそ半数とする。

一般入試では、以下に示すア～エを審査の対象とし、後述の二段階の選抜方法に基づいて可否を判定する。

ア 志望理由書，研究計画書の応募書類

イ 小論文試験

ウ 英語試験

エ 面接（口述）試験

1次選考：出願時の志望理由書と研究計画書を中心に審査を実施する。志望理由書については志望理由の内容，必然性等を，また研究計画書についてはテーマの内容（本研究科の趣旨との整合性）・オリジナリティ，研究計画の論理性・蓋然性等を，さらに希望する研究指導教員の専門分野との対応関係等を判断基準とする。書類審査は，A・B・C・Dの4段階で評価し，この結果を研究科会議に諮り，1次選考の合格者すなわち2次選考に進む受験者を選考する。

2次選考：小論文試験と英語試験に加え面接試験を実施する。小論文試験では，現代社会の複雑で多様な事象や課題に関する内容を出題し，論述力や論理的思考能力，データ解析能力等を点数で評価する。英語試験では，論文を読解することに必要な英文和訳，要約等を出題し，点数で評価する。なお，英語試験はTOEIC等の外部英語試験のスコアの提出により英語試験に代えることも可能とする。

なお，外部英語試験のスコアにより英語試験に代える場合，CEFR対照表に則し，B1レベル以上の能力を有することを基準とする。【資料9】

本研究科のアドミッション・ポリシーでは，大学院において修士論文等を完成させるための基礎学力を有することを求めている。上記の基準は，かかる基礎学力の一環として英語の学力を判定するものである。入学試験で実施する英語試験との得点換算については，B1レベルは英語試験の満点の7割，B2レベルを同8割，C1レベル以上は同9割の得点として取り扱う。また，外部英語試験の有資格者であっても，英語試験を受験することは可能である。英語試験を受験した学生が外部英語試験のスコアを提出している場合は，いずれかの高得点となる成績を採用し，可否判定を行う。

面接試験では，出願時の志望理由書及び研究計画書をもとに，受験者の問題意識，研究

テーマの設定理由，現代社会学研究全体の中での位置づけ，研究実施方法，研究成果の将来的な活用方法等の口述を行うとともに，勉学意欲及びこれまでの取組，将来の方向性等についての確認を実施，適性等を含めて多面的に判断し，A・B・C・Dの4段階で評価する。

これら2次選考の結果と1次選考における書類審査の結果を総合的に判断し，研究科会議において合否を判定する。

【内部進学特別推薦入試】

本研究科は，現代社会学部現代社会学科を基礎としていることから，養成する人材像や教育課程は，基礎となる学部等と連関・接続している。このため，当該学科で学修や活動を重ねた学生の中には，社会に対する問題意識が高まり，さらにその問題意識を深く追究・研究していくことを望む者が存在している。本研究科は，このような学修・研究意欲のある学生の中でも，学業成績が優秀であり，かつ強い研究意欲を有する学生を対象とする内部進学特別推薦入試の制度を設ける。本制度による募集定員は若干名とする。

この入学試験制度は本研究科と基礎となる学部等が連携して実現するものであり，これにより，学生に対して，大学院進学という進路やその後のキャリアモデルを早期に示すことが可能となる。学生は，大学院への進学という進路を踏まえ，学士課程における学修目的と計画を明確にしなが，学修に一層集中することができる。

内部進学特別推薦入試では，以下に示すア～ウを審査の対象とし，後述の二段階の選抜方法に基づいて合否を判定する。

ア 学部3年次終了時におけるGPAと修得単位数

イ 志望理由書，研究計画書等の応募書類

ウ 面接（口述）試験

1次選考：優秀な内部進学者の選考を目的とするため，学部3年次終了時におけるGPAが上位4分の1以内かつ修得単位数は100単位以上を基準とし，併せて出願時の志望理由書と研究計画書の審査を実施する。書類審査は，A・B・C・Dの4段階で評価し，この結果を研究科会議に諮り，1次選考の合格者すなわち2次選考に進む受験者を選考する。

2次選考：面接試験を実施する。面接試験では受験者の問題意識，学部における卒業研究と大学院における研究テーマの連続性やテーマを変更する場合にはその設定理由，研究方法，成果の将来的な活用方法等を確認し，入学後の意欲と将来の方向性，さらには適性等を含めて多面的に判断し，A・B・C・Dの4段階で評価する。最終的には2次選考の面接試験と1次選考の結果を総合的に判断し，研究科会議において合否を判定する。

【社会人入試】

社会の複雑化や少子化の影響，健康寿命の伸長などを背景として職業の流動化が進み，

再雇用や転職の機会が増加する傾向にある現在、大学院が果たすべき社会的機能の一つとして、社会人等への高度なリカレント教育の提供が挙げられていることに対応して、本研究科では、在職社会人や在職社会人としての経験を有する者を対象とする社会人入試の制度を設ける。本制度による募集定員は、若干名とする。

なお、本研究科における社会人等とは、個人または組織において職業に就いた経験を有し、かつ自ら生計を立てた経験を有する22歳以上の者と定義する。

この入学試験制度では、社会人の経験を有する実績や経験を踏まえ、これを各自がどのように問題意識に展開し、どのような研究を進めたいのかという点を審査において重視する。すなわち、社会人においては、各自のキャリア等の経験を踏まえ、本研究科修了後の職業社会への展望を求められる点が一般入試とは異なる。

社会人入試では、以下に示すア～エを審査の対象とし、後述の二段階の選抜方法に基づいて合否を判定する。

- ア 志望理由書、研究計画書等の応募書類
- イ (必要に応じて) 業績・実績等の証明書類
- ウ 小論文試験
- エ 面接(口述)試験

1次選考：出願時の志望理由書と研究計画書を中心に審査を実施する。志望理由書についてはこれまでの社会人としての実績・業績等のキャリア等及び修了後の展望を踏まえた志望理由の内容、必然性等を、また研究計画書についてはテーマの内容(本研究科の趣旨との整合性)・オリジナリティ、研究計画の論理性・蓋然性等を、さらに希望する研究指導教員の専門分野との対応関係等を判断基準とする。社会人としての業績・実績を評価するために必要に応じて業績・実績等証明書類の提出を求める。書類審査は、業績・実績等証明書類を含め、A・B・C・Dの4段階で総合的に評価し、この結果を研究科会議に諮り、1次選考の合格者すなわち2次選考に進む受験者を選考する。

2次選考：小論文試験に加え面接試験を実施する。小論文試験では、現代社会の複雑で多様な事象や課題に関する内容を出題し、論述力や論理的思考能力、データ解析能力等を点数で評価する。

面接試験では、出願時の志望理由書及び研究計画書をもとに、受験者の問題意識、研究テーマの設定理由、現代社会学研究全体の中での位置づけ、研究実施方法、研究成果の将来的な活用方法や修了後のキャリアの展望等の口述を行うとともに、勉学意欲及びこれまでの取組、将来の方向性等についての確認を実施、適性等を含めて多面的に判断し、A・B・C・Dの4段階で評価する。

これら2次選考の結果と1次選考における書類審査の結果を総合的に判断し、研究科会議において合否を判定する。

② 選抜体制

大学院入学選抜に関わる業務は、全学的な組織として位置づけられている大学院委員会と教学センター、及び本研究科の研究科会議が実施する。研究科会議は研究科に所属している専任教員によって組織され、研究科長を議長として、入学選抜に関する学生募集、選抜試験の計画と実施、合否判定等、入学選抜の企画運営を行う。入学選抜に関わる諸事項の承認は研究科会議及び大学院委員会が、入学選抜に関する事務については教学センターが執り行う。合否の判定は研究科会議で審議のうえ決定をおこない、大学院委員会での承認を経て、学長が入学を許可する。

(3) 社会人の受入れ方策とその配慮

本研究科における社会人の受け入れのための配慮等は、以下のとおりである。

まず、本研究科では入学直後よりきめ細かな指導が行えるよう、出願までに、入学後に研究指導を希望する教員にメール・訪問等により事前相談を行うことを求めている。この際に、修学に対する不安な点などについても相談に応じる。

入学試験においては、一般入試とは別に設ける社会人入試により、学力のみならず、社会人としてのキャリア等の経験及びこれを基にした問題意識・研究計画、修了後の職業社会への展望に着目した選抜を行う。この際に提出された志望理由書、研究計画書等は、入学後の履修指導・研究指導にも使われる。

合格後から入学までの間に、社会学の学修に不安がある場合は、学生からの相談により、出願までの事前相談を担当した教員が、基礎となる学部等で活用している社会学に関する教材や関連図書の提供・紹介を行うとともに、メール・訪問等により研究計画書の修正及び履修相談を継続的に実施することで、入学後にスムーズな学修・研究活動が行えるよう十分な指導を行い、入学後の研究指導教員の決定についても助言を与える。

入学後は、1名の学生に対して、研究指導教員及び副研究指導教員の2名により、社会人学生のバックグラウンドにも配慮した履修指導・研究指導を修了まで行っていく。この際、在職の社会人にとっては、仕事と学修の両立が求められることもあり、無理な学修にならないように履修登録の確認も行う。

社会人については、自らのキャリアに直結することとして、社会の課題に対して、調査・研究による学術的な分析を通じて、現実的な政策提言を立案・提示することも期待されることから、本研究科の修了要件として、修士論文の作成の他、特定課題研究報告書の作成の選択も可能としている。

在職の社会人学生が仕事と研究活動の両立を図ることができるよう、主要な科目については、本学の通常開講曜日としている土曜日の1時間目から5時間目に開講する他、個々の社会人学生のニーズに応じてリポート開講をするなど、履修環境について適切かつ柔軟な配慮を行う。授業以外においてもインターネットを通じた遠隔での履修相談やオフィスアワーの実施などを導入することにより、社会人学生の学修環境の配慮及び研究活動の支

援を可能とする。また、本研究科の標準修業年限は2年であるが、研究指導教員との相談のうえ、より長い3年又は4年の修学を可能とする長期履修制度も導入する。

10 教員組織の編制の考え方及び特色

(1) 教育課程の編成と教員配置

教育課程は、「研究基盤科目Ⅰ」「研究基盤科目Ⅱ」「研究テーマ科目」「研究指導科目」の4つの科目区分から編成され、各科目区分に設置する科目の担当者は、いずれについても、当該科目の内容を教授するための十分な研究業績を有し、専門分野に合致した専任教員を適切に配置する。

「研究基盤科目Ⅰ」においては、社会学の核となる科目を配置する。「専門の基盤の核となる知識」を育むための科目を含み、『社会学理論研究』『社会調査法研究』の2科目の各々について、それぞれの内容に関する研究業績をもつ専任教員を配置する。

「研究基盤科目Ⅱ」の「社会学理論科目群」及び「社会調査科目群」は、「研究基盤科目Ⅰ」の科目を深化させた科目を複数配置する。これらの科目の各々に、当該分野に関連する研究業績をもつ専任教員を配置する。「協働科目群」に関しては、多様なゲストを講師として招聘する関係から、地方自治体や海外の機関など学外組織と連携可能な専任教員を配置する。

「研究テーマ科目」に置く地域、家族・ジェンダー、広告、文化、社会哲学、労働・人口、教育、地域メディア、映像情報、スポーツ、健康の11の領域の社会学の科目については、それぞれのテーマを専門とする研究業績を有する専任教員を配置する。

「研究指導科目」においては、専任教授のみを配置する。この教員が、研究指導教員または副研究指導教員となる。

(2) 教員組織

本研究科の教育課程の科目を担当する専任教員は17名（教授、准教授）であり、その保有学位は、博士13名・修士3名・学士1名である。専任教員はいずれも十分な研究歴、教育歴、実務歴を有している。

完成年度となる令和6（2024）年3月31日時点での専任教員の年齢構成は、70歳代1名、60歳代3名、50歳代6名、40歳代6名、30歳代1名であり、修士課程の大学院研究科として適切である。なお、学校法人京都産業大学就業規則で定める退職年齢（令和6（2024）年3月までに65歳）を超える専任教員は2名であるが、京都産業大学客員教員規程第2条第1項により継続雇用を常任理事会にて決定している【資料10】【資料11】。この専任教員の退職の際には、学生の教育研究指導に支障が生じないように、本研究科の教育課程を担うことができる十分な教育研究業績を備え、かつ退職する教員の専門分野等を考慮した後任人事を行う。

また、本研究科の永続的で安定した教育研究の質の保証及びこれを支える教員組織体制

の確保の観点から、本研究科の基礎となる学部等である現代社会学部とも連携のうえ、当該学部の若手・中堅教員の教育研究実績の積み上げを行っていく。

この教育研究業績を積み重ねるための学内的な支援策としては、専任教員が研究に一定期間専念するための「学外研究員制度」がある。本研究科及び現代社会学部では、このような仕組みも通じて、本研究科の教育課程を支える教員組織体制を永続的に確保していくための基盤的整備にも、組織的かつ計画的に対応していく。

11 施設・設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本学のキャンパスは、京都府京都市北区に位置し、校舎敷地は257,195 m²、運動場用地は101,773 m²、建物面積は、校舎が138,741 m²、体育館が10,619 m²と、総合大学として十分な面積を備えている。

平成20(2008)年に、キャンパス整備計画の指針としての「神山自然学園構想」を策定して以来、広大で豊かな自然環境のなかで充実した教育と研究が行われるよう、環境への配慮や機能性の観点のみならず、キャンパス・アメニティにも配慮したキャンパス整備を進めてきた。このなかで、学生の憩い・交流の場となる中庭やウッドデッキの整備、食堂・売店等を備えた福利厚生棟、課外活動棟の設置なども進めてきている。また、校地内の起伏(高低差)の多さに鑑み、バリアフリーにも配慮して、各所にエスカレーターの配置を行い、エレベーターを利用した導線の整備も行っている。

運動施設については、総合グラウンドをはじめ、サッカー・ラグビー競技のための神山球技場、総合体育館、テニスコート、屋内野球練習場等を備え、体育授業のみならず、学生の課外活動・健康増進にも十分に対応できる。なお、第2グラウンドについては、本学と京都産業大学附属高等学校とで共用しているが、本学が授業で使用していない時間帯に本学の課外活動と附属高等学校野球部が使用するのみであり、本学と附属高等学校間の調整により授業時間に重複することなく使用しており、双方の活動に支障はない【資料12】【資料13】。

(2) 校舎等施設の整備計画

本学は、講義室、演習室、実験実習室、情報処理学習施設、語学学習施設等の教室について、教育棟となる校舎に、各学部・研究科の教育目的等に応じた数を備えている。また、全学共用校舎の他、グループ学習のみならず、アクティブ・ラーニングや各種講演、学習成果の発表の場としても活用できる「ラーニング・コモンズ」、語学学習・異文化の学びに特化した学習支援サービスを行う「グローバル・コモンズ」、平成31(2019)年4月に開設したグループディスカッションや人との交流を通じた学習に重点をおいた「スチューデント・コモンズ」を全学共用の施設として備えている。

本研究科は、教育目的を達成するため、講義と演習のバランスを重視したカリキュラム

を設定しており、特に、演習室を必要としている。そこで、基礎となる学部教育で主に演習室として使用しているサギタリウス館の演習室を、本研究科の演習科目の開講においても使用する。また、講義室においても、サギタリウス館に設置されている、アクティブ・ラーニング対応の教室を使用する。これらの教室には、無線 LAN 接続のパソコン及びプロジェクター等の情報機器が完備されており、デジタル資料の利用はもとより、学生の発表などにおいても常に使用できる環境となっている。また、令和 2（2020）年度には、遠隔講義に対応できるビデオカメラ及び遠隔講義ソフトを整備している。なお、教室の確保については、近年の全学共用校舎における本研究科が使用する教室の稼働状況は、48%程度となっていることから、収容定員を 12 名とする本研究科としては支障なく授業が実施できる【資料 14】。

授業以外では、サギタリウス館の情報処理教室も授業以外の時間帯は学生の自習教室として開放しており、レポートや修士論文、特定課題研究報告書等の作成、印刷等に応えられる環境が整っている。また、本研究科学生の専用の研究室を 13 号館に 1 室設置する【資料 15】。当該研究室は、121 m²の広さの研究室となり、収容定員の 12 名が十分に研究活動を行えるスペースを確保している。室内には学生各自の専用机・椅子とキャレルを設置するとともに、いつでもディスカッションができる会議机を常設する。また、無線 LAN 設備と専用の複合機を設置する。このような本研究科の学生用の研究室をサギタリウス館と図書館の間に位置する 13 号館に設置することで、広大な校地にありながらも、より効率的な教育研究活動を行うことが可能となる。

教員研究室は、各自に独立した研究室が用意されているとともに、共同研究室も各建物に整備している。このことにより、オフィスアワー等においても、学生個人と教員が各研究室にて相談・指導が、また共同研究室でのグループによる相談・指導・ディスカッションが行える環境を整備している。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学図書館は、閲覧席 1,383 席、視聴覚室、パソコン室、アクティブラーニングが可能なグループ学習室、ラーニング・コモンズとしてもまた講演会等でも使用が可能なホールを備え、令和 2（2020）年 3 月現在で、大学全体の教育研究活動に利用可能な図書を約 116 万冊所蔵し、約 470 タイトルの冊子体学術雑誌を購読している。併せて所蔵資料の電子化を進め、Web プラットフォームを介して約 3,400 点の電子書籍と約 54,700 タイトルの電子ジャーナルを提供している。また、日本経済・読売・朝日・毎日新聞の新聞データベースや「Web of Science」等の引用文献情報データベースを含む「データベース一覧」を図書館 Web ページ上に掲載し、以上の電子資料を本学構成員であれば学外からでも利用できる様に整備を行った。

大学全体で社会科学関係の図書を約 25 万冊有し、また本研究科の教育研究に沿う社会科学関係の図書を約 2,500 冊有する他、「American Journal of Sociology」「American

Sociological Review]「Sociological Methods and Research」等の社会学関係学術雑誌や、「SAGE Video Sociology」等の社会学関係データベースを追加する等、恒常的に整備を行ってきた。

更に、冊子体資料・電子資料の整備に加えて、Web-OPAC を介すことで利用者が貸出を受けている資料の返却期限更新や図書館相互利用手続き等の Web サービスを学外からでも利用できるようにしている他、平成 26 (2014) 年 10 月にディスカバリーサービスを導入することで所蔵資料、本学研究成果物を公開する学術リポジトリ、電子書籍、電子ジャーナル、一部のデータベースやオープンアクセス資料等を横断的に検索できるようし、社会人を含む入学者が学外からでも図書館サービス及び検索システム等を利用できるように充実を行っている。また、利用者と資料を結びつけるべく図書館司書を配置してレファレンスサービスを提供しており、人的サポートの向上にも努めている。

以上のような施設環境づくりに基づき、本研究科の設置による教育課程の充実に必要な経費を伴うことなく、質・量ともに十分に対応できるものとなっている。

12 管理運営

本研究科の管理運営については、京都産業大学大学院学則に基づき、全学的に関係する各種規程との整合性を図ったうえで、京都産業大学大学院本研究科の研究科会議規程を制定し、それに従い審議を行う。さらに、本研究科の研究科会議を効率的・効果的に運営するために、研究科長のもと、研究科運営委員会、研究科教務委員会、研究科人事委員会、研究科自己点検・評価委員会、研究科教員評価委員会、研究科 FD 委員会など、研究科の管理運営に関する委員会を設ける。このことにより、研究科会議での審議事項を事前に深く検討することはもとより、研究科長がリーダーシップを十分に発揮できる体制を確立し、役割と責任を明確にするとともに、研究科構成員全員が運営方針を共有できるようにする。

(1) 現代社会学研究科会議

研究科会議は、原則として月 1 回開催する。研究科会議構成員は、研究科長、本研究科の研究指導教員及び授業科目担当教員とする。また研究科事務長（事務職員）は、発言権を有するオブザーバーとして研究科会議に出席することができる。

主な審議事項は後述のとおりとし、学生の入学及び修了、学位の授与とその他教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについては、学長に意見を述べる。

- ① 大学院教員の人事に関する事項
- ② 学生の入学、休学、復学、退学など身分に関する事項
- ③ 学生の課程の修了に関する事項
- ④ 学位の授与に関する事項
- ⑤ 研究課程に関する事項
- ⑥ 研究指導に関する事項

- ⑦ 最終試験に関する事項及び学位論文の審査
- ⑧ その他研究科の運営に必要な事項

(2) 現代社会学研究科各種委員会

本研究科では、研究科全般の運営方針案を検討・策定するための研究科運営委員会を設置し、研究科長が招集し開催する。構成メンバーは、研究科長及び研究指導教員の他、各種委員会委員長など研究科長が指名する者とする。審議事項は、研究科の事業計画・運営に関する事、研究科内の各委員会の個別案件に関する事、その他、研究科長が必要と認める事項とし、研究科長のリーダーシップのもと、各案件について、各種委員会での審議を求め、各種委員会での審議結果を速やかに研究科会議に上程する。

(3) その他の委員会

研究科教務委員会は、研究科の教育課程の充実を図ることを目的に、教育課程・研究指導・科目編成等に関する事項についての審議・提案を行う。

研究科人事委員会は、新規採用教員の選考、研究指導教員（研究指導補助含む）の適合などの審議を行う。

研究科自己点検・評価委員会では、全学の自己点検・評価活動と連携しつつ、研究科全体の運営等に関する自己点検を行い、その結果を研究科会議に報告するとともに、自己点検・評価運営委員会にも報告を行う。

研究科教員評価委員会では、教員に関する自己点検・評価を適切に実施し、取りまとめ、研究科会議及び全学教員評価委員会に報告する。また、改善が必要と認められる教員に対しては、指導・勧告などを行う。

また、これら各種委員会活動を通じて、改善すべき教学上の課題が顕在化した場合は、研究科 FD 委員会が適切な研修の機会を提供したり、カリキュラム改善に向けた活動を行ったりすることで、本研究科における教育の質を確保する。

(4) 全学的な事項に関する各種委員会等

学長・副学長・大学院長・各学部長・各研究科長をはじめ、各部局長からなる教学最高審議機関である部局長会、さらに目的別の全学的な事項に関する委員会等（以下「全学委員会等」という。）として、学生部委員会、進路・就職支援センター運営委員会、図書館委員会、人権委員会、自己点検・評価委員会、教育支援研究開発センター運営委員会、交通対策委員会、情報基盤運営委員会、社会連携推進委員会等を設けている。また、研究科に特化した審議事項等についても同様に、全学委員会等として、大学院委員会や大学院 FD 委員会等、各研究科横断的な委員会を設けている。全学委員会等には、各学部・各研究科等からそれぞれ委員会の構成委員を選出することを定めており、各学部・各研究科等との連携を強固に保ち、各委員会で決定した方針・取組を全学的に実施する体制として運用して

いる。本研究科としても、この全学的な各種委員会等の組織に参画する。

13 自己点検・評価

(1) 自己点検・評価

平成9（1997）年に「京都産業大学 自己点検・評価運営委員会規程」「京都産業大学自己点検・評価運営小委員会規程」を制定し、本学の諸活動について点検・評価活動を推進する自己点検・評価運営委員会（以下「全学自己点検・評価運営委員会」という。）を設置した。これまでに、点検・評価活動の結果として、平成10（1998）年度、平成12（2000）年度、平成16（2004）年度、平成20（2008）年度、平成24（2012）年度、平成27（2015）年度、令和元（2019）年度に自己点検・評価報告書を取りまとめ、本学のWebサイト（ホームページ）を通じて広く公表してきた。また、平成13（2001）年度、平成21（2009）年度には、(公財)大学基準協会の大学評価（認証評価）を受審し、その結果として受けた「京都産業大学に対する大学評価（認証評価）結果」及びその結果に対して大学基準協会に提出した「改善報告書」並びに「改善報告書検討結果（大学基準協会）」についても、同Webサイト上で公表している。

さらに、平成27（2015）年度にも自己点検・評価報告書を取りまとめ、平成28（2016）年度に大学基準協会の大学評価（認証評価）を受審した結果、大学基準に適合していると認定された。

全学自己点検・評価運営委員会は、部局長のなかから学長が指名した教育支援研究開発センター長を同運営委員会委員長にあて、委員には大学の全部門（教育、研究、事務、法人）からの代表者を選出し、全学的な自己点検・評価活動を統括する委員会として機能している。このように、全部門の代表者で構成することにより、各学部、各研究科等の自己点検・評価委員会及び各部局との連携が強固に保たれ、全学自己点検・評価運営委員会で決定した方針・取組にもとづいて、各学部、各研究科等及び各部局で自己点検・評価を実施する組織的な体制となっている。さらに、機動力を確保するための調整・整理機能として、全部門（教育、研究、事務、法人）それぞれに委員長を置き、これら部門の委員長と運営委員会委員長、運営委員会委員長代理による部門長等会議を定期的に開催し、各種取組の事前調整・連絡を行い、効率的・効果的な全学自己点検・評価活動の運用を行っている。

自己点検・評価活動の結果としての最終の評価については、教学の最高審議機関である部局長会、そして常任理事会（学内理事で構成されている）で行っている。

近年の具体的な取組としては、全学で到達点とPDCA計画をわかりやすく可視化し、共有することをコンセプトに、以下の各事項を実施した。

- ① 平成28（2016）年度大学評価（認証評価）の受審
- ② 平成28（2016）年度大学評価（認証評価）の自己点検・評価報告書に対する対応（改善）状況一覧の取りまとめ

- ③ 令和元（2019）年度自己点検・評価報告書の作成
- ④ 令和元（2019）年度自己点検・評価報告書に対する対応（改善）状況一覧の取りまとめ

これらの取組は適宜，委員長から学長・部局長会へ報告され，意見収集が行われる。また，全教職員には各委員会からの報告に加え，全学自己点検・評価運営委員会の会議資料・議事録を全て公表し周知している。

(2) 教員評価制度

平成 16（2004）年に教員の資質向上を図るため，全学的な「京都産業大学全学教員評価委員会規程」を制定し，以来，本学専任教員の「教育」「研究・専門」「学内貢献度・社会貢献度」の 3 領域における活動を毎年点検し，評価している。実施は，副学長を委員長とし，各学部長（各研究科長）・共通教育推進機構長・教学センター長を委員とする全学教員評価委員会 が全学的な方針を決定し，その下に設置した学部（研究科）・共通教育推進機構ごとの教員評価委員会が行っている。

毎年の評価結果を 3 年ごとに集計し，全学教員評価委員会が総括評価を行っている。既に平成 20（2008）年度，平成 23（2011）年度，平成 26（2014）年度，平成 29（2017）年度，令和 2（2020）年度に総括評価を実施した。業績のすぐれない教員に対しては，指導及び助言を行うとともに改善計画書の提出を求めている。これら一連の結果は，教員評価実施結果報告書として全学教員評価委員会から学長に報告されるとともに，併せて部局長会にも報告が行われる。さらに，指導及び助言の対象となり改善計画書の提出を求められた教員については，次年度以降の業績に改善が図られているかの検証も行っている。

14 情報の公表

本学では，学生やその保証人，社会に対して大学の教育研究活動を積極的に公表するという方針のもと学校教育法第 109 条及び第 113 条ならびに学校教育法施行規則第 172 条の 2 に従い，情報の公表を進めている。本学 Web サイト（ホームページ）の大学概要及びトップページ下部に『教育情報』（<https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/index.html>）のバナーを設け，利用者・閲覧者に確実に情報が公開されるよう，以下のとおり取り組みを進めている。

また，大学院に関する基本的な情報や大学院の教員紹介，大学院の研究紹介等については，『大学院』（<https://www.kyoto-su.ac.jp/graduateschool/index.html>）のページを設けるなどして公表している。

教育研究上の基本となる 組織に関する情報	
学部・学科の名称	https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/index.html
大学院（研究科・専攻）の名称	https://www.kyoto-su.ac.jp/graduateschool/index.html

教育研究上の目的 学部・学科 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020educational_research01.pdf
教育研究上の目的 研究科・専攻 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020educational_research02.pdf
学生に関する情報	
入学者数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/01_2020_nyugakusya02.pdf
入学者推移 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/02_2020_nyugakusya02.pdf
収容定員・在学生数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020_capacity_02.pdf
在籍者数 (出身高校都道府県別) (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/04_2020_zaiseki.pdf
社会人学生数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/05_2020_syakai.pdf
卒業者数 (学位授与数) (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/06_2020_sotugyou_02.pdf
卒業者数 (学位授与数) 推移 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/07_2020_sotugyou_suii02.pdf
卒業後の進路 (進学者数・就職者数)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/shinro.html
卒業率 (修業年限期間) (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/07_2019_sotugyouritu02.pdf
中途退学者数・除籍者数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/08_2020_taijaku02.pdf
留年者数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/09_2020_ryunen02.pdf
履修者数規模別授業数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/10_2020_jyugyo.pdf
海外研修情報 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/kaigaikensyu.pdf
インターンシップ	https://www.kyoto-su.ac.jp/features/career/s_internship.html

学修の成果に関する評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報	
学修成果に係る評価 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2018_kitei_1.pdf
修業年限及び修了に必要な単位数	https://www.kyoto-su.ac.jp/campuslife/lesson/guide.html#youkou
取得可能な学位 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020gakui.pdf
学生納付金に関する情報	
学費	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/gakuhi/index.html
その他費用 (寮・施設利用)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/hiyo_other.html
教育の国際連携	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/kokusai.html
教員組織及び教員数ならびに教員の保有学位, 業績に関する情報	
教員数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020_kyuoiku_kyoin01.pdf
専任教員一覧	https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/professors/index.html
専任教員数 (年齢別, 専任教員一人当たりの在学生数) (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020teachers.pdf
専任教員と非常勤教員の比率 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020_kyuoiku_kyoin03.pdf
外国人教員数 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/lpom47000000q5ci-att/2020_kyuoiku_kyoin04.pdf
教員の業績	https://gyoseki.kyoto-su.ac.jp/ktshup/KgApp
外部資金等導入の状況	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/kenkyuhi.html
教育課程に関する情報	
講義要項 (シラバス検索)	https://syllabus.kyoto-su.ac.jp/syllabus_search/
授業時間割	https://www.kyoto-su.ac.jp/campuslife/lesson/syllabus.html
教育に関する方針 3つのポリシー (DP, CP, AP)	https://www.kyoto-su.ac.jp/outline/info/3policy/index.html
各学部・研究科の3つのポリシー	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/gakubu.html
アセスメント・ポリシー	https://www.kyoto-su.ac.jp/outline/info/3policy/index.html#asp
京都産業大学における育の質保証に向けた取り組み 授業アンケート	https://www.kyoto-su.ac.jp/outline/info/enquete/index.html
公開授業&ワークショップ	https://www.kyoto-su.ac.jp/outline/info/enquete/index.html#workshop

大学院 教育研究上の目的	https://www.kyoto-su.ac.jp/graduateschool/kihon.html
学習環境に関する情報	
所在地・交通手段	https://www.kyoto-su.ac.jp/access.html
キャンパス概要	https://www.kyoto-su.ac.jp/facilities/cam_map.html
施設	https://www.kyoto-su.ac.jp/facilities/index.html
教室情報	https://jweb.kyoto-su.ac.jp/s/room/
課外活動	https://www.kyoto-su.ac.jp/campuslife/club/
学生支援と奨学金に関する情報	
高等教育段階の教育負担軽減新制度に係る申請書 (PDF)	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/slkg4u000003yn01-att/shien_shinsei2020.pdf
大学が行う学生支援	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/shien.html
奨学金	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/shien/shogaku/index.html
大学認証評価・設置認可申請書など	
京都産業大学に対する大学評価 (認証評価) 結果	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/torikumi/hyouka.html
自己点検・評価報告書	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/torikumi/hyouka.html
設置認可申請書, 設置届出書, 設置計画履行状況等報告書	https://www.kyoto-su.ac.jp/about/info/ninka.html

15 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修に関する計画

平成 22 (2010) 年 4 月に教育支援研究開発センターを設け、各学部・研究科等と連携し、大学全体として授業の内容及び方法の改善等に取り組む体制を強化した。現在、教育支援研究開発センターには、教育支援研究開発センター長を委員長とする教育支援研究開発センター運営委員会をはじめ、4 つの委員会を置き、全学的な取組を展開している。具体的には、①授業運営に関するグループワーク等を行う「新規採用教員研修会」、②他大学の先進事例や本学における教育実践、調査・研究結果の報告を通じて意見交換を行う「全学 FD/SD 研修会」、③教員の新たな教育プログラムを経済的に支援する「教育プログラム支援制度」、④高等教育に関する調査・研究を発信する「紀要の発行」、⑤学習成果実感調査 (授業アンケート) や学部による公開授業等、「授業改善に向けた取組」を行っている。

これらの取組については、大学全体としての方針や実施概要を教育支援研究開発センター運営委員会で決定したうえで、各学部・研究科等の意向を組み込み、実施している。さらに、各研究科においては、大学院長を委員長とする「大学院 FD 委員会」のもと、「研究指導計画書」の内容や活用方法等の検証といった大学院独自の FD 活動を推進している。

これらの取組結果は、全学的に共有・活用する体制を整えており、例えば、学習成果実感調査 (授業アンケート) について、学生の就業力向上と PBL 型教育やアクティブ・ラー

ニング等の実践的な教育方法との関係を調査し、その結果を全学的に共有することで、ゼミ等の教育方法の見なおし・改善へのエビデンスとして活用している。

本研究科においても、これら取組を推進するとともに、調査に関しては、調査結果と併せて改善策を学生に提示し、その効果をより高めることとする。その他にも、共同研究テーマにおける研究会での発表と質疑応答、これをさらに教育分野にも広げる活動を行う。さらに、京都地域の複数の大学が参加する団体である大学コンソーシアム京都として行う「FD フォーラム」等のFD活動への積極的な参画を行うこととする。

(2) 教職員全員を対象とした資質向上のための組織的な取組

本学では、学生支援の充実を念頭に、教職員全員を対象とした資質向上のための組織を整備している。障害のある学生の支援や相談については、障害学生教育支援センターを設置し、「障害学生支援サポート研修会」を開催している。また、男女共同参画社会の実現に向けたダイバーシティ推進については、ダイバーシティ推進室を設置し、各種の啓発目的のセミナーや講演会を毎年複数回開催している。その他にも、人権問題に関する啓発や教育課程の検討、人権侵害問題への対応については、人権センターを設置し、「人権研修会」として外部講師を招いたセミナーや講演会も定期的に開催している。

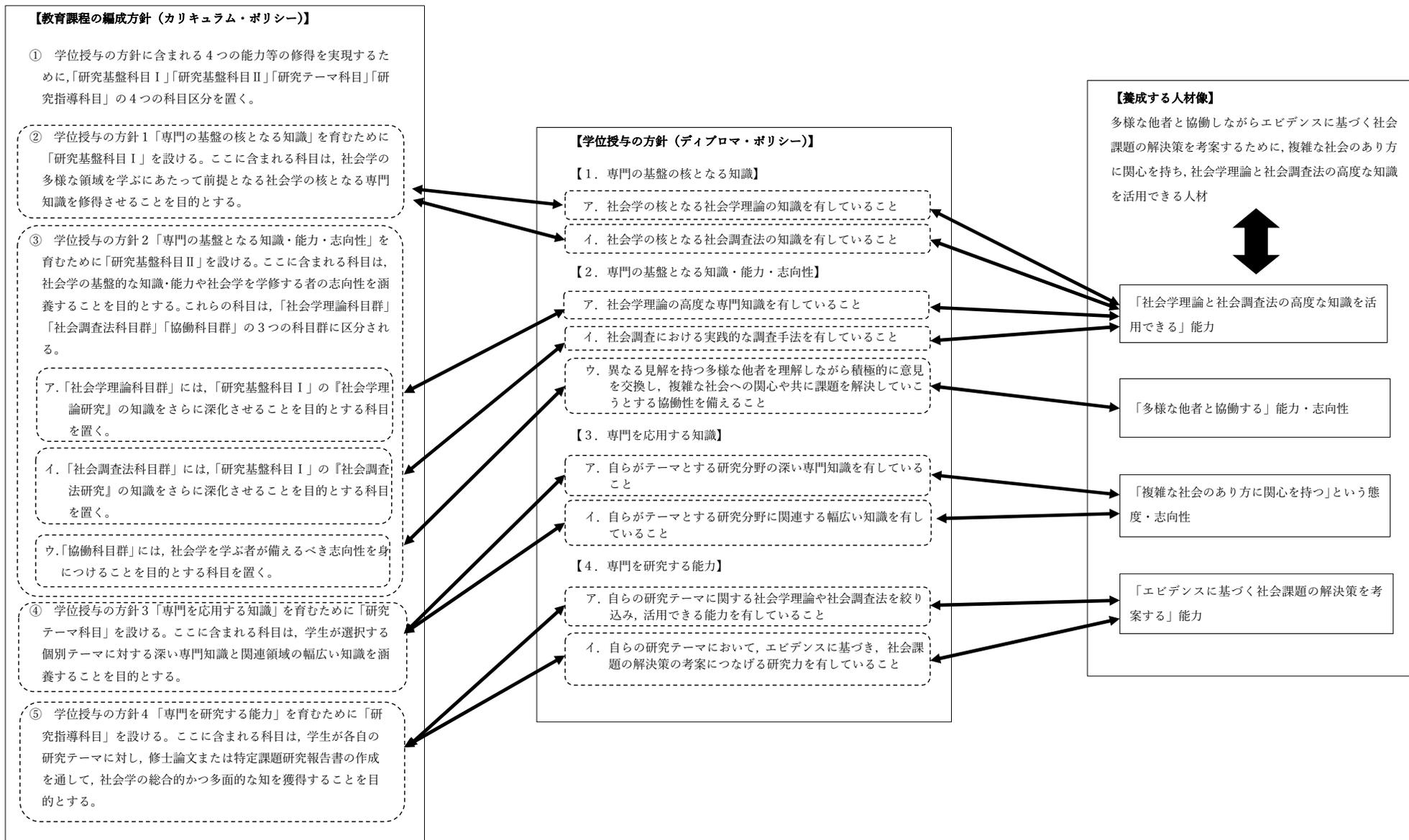
さらに、全学的なFD/SDの推進や教育活動の支援等については、教育支援研究開発センターを設置し、「全学FD/SD研修会」として、アクティブ・ラーニングに関するセミナー等を随時企画、開催している。また、この教育支援研究開発センターには、「F工房」と呼ぶファシリテーションの実施やサポートを行う組織体制を整えており、教職員がファシリテーションを行うためのノウハウの伝授や相談に乗っている。さらに、同センターでは「高等教育フォーラム」と呼ぶ冊子を編集・発行しており、教職員による、教育やSDに関する研究論文・ノート、実践報告・調査報告やレポート等を掲載している。

一方、学外では、京都地域の複数の大学が参加する団体である大学コンソーシアム京都が主催している「FD フォーラム」も毎年開催され、本学の教職員が必ず参加して、多種多様なテーマに関して、活発な議論を行っている。

以上のさまざまなFD/SD活動を通じて、多くの教員・職員が日常的に教職協働を実践し、資質の向上に取り組んでいる。

京都産業大学大学院現代社会学研究科現代社会学専攻修士課程についての設置の趣旨
資料目次

- 資料 1 人材像・DP・CP との関係図
- 資料 2 入学から修了までのスケジュール
- 資料 3 京都産業大学研究倫理規程
- 資料 4 京都産業大学研究倫理委員会規程
- 資料 5 履修モデル1 高度専門職業人（一般学生）
- 資料 6 履修モデル2 高度で知的な素養のある人材（社会人学生等）
- 資料 7 履修モデル3 高度で知的な素養のある人材（一般学生・社会人学生等）
- 資料 8 基礎となる学部等との関係図
- 資料 9 各資格・検定試験と CEFR との対照表
- 資料 10 学校法人京都産業大学就業規則
- 資料 11 京都産業大学客員教員規程
- 資料 12 中学校設置基準，高等学校設置基準
- 資料 13 第2グラウンド使用状況
- 資料 14 現代社会学研究科・現代社会学部 授業時間割表
- 資料 15 大学院生用研究室見取図



入学から修了までのスケジュール

資料 2

		社会人学生					
出願～入学	出願前	9月			10月	～	3月
		初旬	中旬	下旬	初旬		下旬
	研究指導を希望する教員との事前相談	入学試験			合格発表	事前相談を行った教員が研究計画及び履修相談を継続	

【前期】	4月			5月			6月			7月			8月			9月		
	入学時・初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬
1年次	入学 ・入学時ガイダンス※1 ・事前相談を行った教員の助言を受け、研究指導教員を決定	履修相談・履修登録※2 ・副研究指導教員の決定※3 授業開始		15週						前期定期試験			夏期休業					
2年次	研究計画書の提出※5	履修相談・登録 授業開始		15週						前期定期試験			夏期休業			学位論文のテーマに基づく履修相談・指導※4 ・研究倫理指導及び審査申請(適宜)		

【後期】	10月			11月			12月			1月			2月			3月		
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬
1年次	研究倫理教育プログラム受講期間			15週						後期定期試験						修士論文・特定課題研究報告書の選択		
2年次	授業開始			15週						学位論文提出※7			学位論文公開研究発表会※8 学位論文最終稿の提出※10			学位論文審査委員会※9		

※1 本学の諸ルールや研究倫理等についてのガイダンス。学生証、コンピュータID・パスワード交付等
 ※2 修了までの研究スケジュールを研究指導教員と相談
 ※3 研究テーマ・意向を考慮しつつ研究科会議において、副研究指導教員を決定
 ※4 研究指導教員、副研究指導教員による研究テーマの確認と履修指導及び研究指導
 ※5 研究計画書の策定とその計画に沿った研究指導の実施

※6 研究発表及び研究指導教員、副研究指導教員による研究指導
 ※7 修士論文・特定課題研究報告書及び要旨の提出
 ※8 学位論文の口頭発表及び主査1名・副査3名による口頭試問
 ※9 主査及び副査による審査結果報告書の作成及び修了要件の確認
 ※10 学位論文公開研究発表会における口頭試問での補訂を受けて学位論文の最終稿を提出

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学（以下「本学」という。）において遂行する学術研究において求められる研究者の倫理的基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究の基本)

第2条 研究者は、本学において遂行する学術研究が、社会の負託に応えるべき公共的かつ公益的な知的生産活動であることを真摯に受け止め、自らを律しながら、持続的な学術研究を通じて科学の発展に寄与し、本学が社会から信頼と尊敬を得る大学として存在することを目的として、研究に取り組まなければならない。

2 研究者は、誠意と信念に従って、自らの責任で研究を遂行し、他からの圧力により研究成果の客観性を歪めることがあってはならない。

3 研究者は、生命の尊厳及び個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。

4 研究者は、国際的に認められた規範、規約、条約、国内の法令、告示、指針、本学諸規程等を遵守しなければならない。

(定義)

第3条 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する者をいい、学生であっても、研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

2 この規程において「研究」とは、研究計画の立案、計画の実施、成果の発表・評価にいたるすべての過程における行為、決定をいい、それに付随する事項を含むものとする。

3 この規程において「発表」とは、自己の研究に係る新たな知見・発見を公表するすべての行為を含むものとする。

(研究者の姿勢)

第4条 研究者は、自己の専門研究が及ぶ範囲を自覚し、他分野の専門研究を尊重するとともに、自己研鑽に努めなければならない。

2 研究者は、他の国、地域、組織等の研究活動における、文化、慣習、規律の理解に努め、それを尊重しなければならない。

3 研究者は、共に研究を進める研究者間において、お互いの学問的立場を尊重しなければならない。

4 研究者は、研究協力者、研究支援者、研究上のデータ提供者等に対しては、誠意をもって接しなければならない。

5 研究者は、学生が共に研究活動に関わるときは、学生に研究上又は教育上、あるいはその両方の不利益を与えないよう十分な配慮をしなければならない。

6 研究者は、自己の研究計画について、分かり易く、明瞭に説明できるよう努めなければならない。

7 研究者は、研究遂行中において、計画進捗状況の自己点検を行い、適切な時期に途中経過の報告ができるよう努めなければならない。

第2章 資料・データの収集及び材料等の安全管理

(情報、データ等の収集)

第5条 研究者は、科学的かつ一般的に妥当な方法及び手段で、研究のための資料、情報、データ等を収集しなければならない。

2 研究者が、研究のために資料、情報、データ等を収集する場合は、その目的に適う必要な範囲において収集するよう努めなければならない。

3 研究者が、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集して行う研究（以下「人を対象とする研究」という。）を行う場合は、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

(説明責任と提供者の同意)

第6条 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合、研究目的、研究成果の発表方法等研究計画について、あるいは提供者に対し何らかの身体的、精神的負担又は苦痛を伴うことが予見される場合におけるその予見される状況について、提供者に対してできるだけ分かり易く説明しなければならない。

2 研究者が「人を対象とする研究」を行う場合、提供者の明確な同意を得なければならない。

3 提供者からの同意は、原則として事前に文書でもって行うものとし、研究者は、その記録を適切な期間保管しなければならない。

4 提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。

5 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わる者から同意を得なければならない。

6 研究者は、提供者から当該個人の情報、データ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。

7 研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、この規程の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。また研究者は、必要があるときは、研究目的等を提供者に直接説明しなければならない。

8 研究者は、授業等教育実施の過程において、研究のために受講生から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、あらかじめ受講生の同意を得ることを原則とし、研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講生に成績評価等において不利益を与えてはならない。

(審査の申請)

第7条 研究者は、本学において、「人を対象とする研究」を行う場合、事前に研究計画を添えて研究倫理委員会委員長に申請しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 研究者は、プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した資料、情報、データ等で、個人を特定できるものは、これを他に洩らしてはならない。

2 個人情報保護に関しては、学校法人京都産業大学個人情報保護規程の定めるところによる。

(情報、データ等の利用及び管理)

第9条 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等の滅失、漏洩、改ざん等を防ぐために適切な措置を講じなければならない。

2 研究者は、研究のために収集又は生成した資料、情報、データ等を適切な期間保管し、発表内容に関する資料、情報、データ等は、所属機関又は研究内容等の変更の有無にかかわらず、発表後概

ね5年程度保管しなければならない。ただし、法令又は他の定めがある場合はそれに従うものとする。

3 保管する資料、情報、データ等は、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4 研究者は、国外に技術や貨物の提供等を行う場合の管理については、京都産業大学安全保障輸出管理規程の定めるところによる。

(材料等の安全管理)

第10条 研究者が、研究実験において研究装置・機器等並びに薬品・材料等を用いるときは、関係する取扱規程、要領等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究の過程で生じた廃棄物、使用済みの材料等について、責任をもって最終処理を適切にしなければならない。

3 病原体等を扱う研究を行う場合の安全管理に関しては、京都産業大学生物災害等防止安全管理規程の定めるところによる。

第3章 研究成果の公表

(研究成果発表)

第11条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、公表しなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のため公表に制約のある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

(オーサーシップ)

第12条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の創意性に十分な貢献をしたと認められる場合に、適切なオーサーシップが認められる。

(不正行為の禁止と防止)

第13条 研究者は、研究成果発表における不正な行為は、大学及び研究者に対する社会の信頼を喪失する行為であることを自覚し、次に掲げる不正な行為をしてはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

- (1) 捏造
- (2) 改ざん
- (3) 盗用
- (4) 二重投稿
- (5) 不適切なオーサーシップ

2 研究者は、研究成果の発表に際し、先行研究を精査のうえ尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。

3 研究発表における不適切な引用、引用の不備、誇大な表現、都合のよい誤解をさせる表現等は、盗用等の不正行為とみなされる恐れがあるため、研究者は、適切な引用、誤解のない完全な引用を行うことを心がけ、真摯な表現をしなければならない。

4 研究者は、研究者倫理に関する知識の修得や規範意識の向上を目的として、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。

(不正行為への対応)

第14条 研究者の、研究活動における不正行為への対応については、京都産業大学研究活動における不正行為への対応に関する規程の定めるところによる。

第4章 研究費の執行

(研究費の適正執行)

第15条 研究者は、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等によって賄われていることを常に留意し、研究費の適正な執行に努め、その負託に応えなくてはならない。

2 研究者は、研究費の使用に当たっては、法令、当該研究費の使用規程、及び本学における研究費執行に関する規程等を遵守しなければならない。

3 研究者は、研究費の執行を機関管理により行い、証憑類を適切に取り扱わなければならない。

4 研究者は、実績報告において、研究遂行の真実を明瞭に記載しなければならない。

(謝礼の提供)

第16条 研究者が、提供者に対し謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。

(不正執行への対応)

第17条 研究費執行における不正行為の防止に関することは、京都産業大学研究費執行における不正防止規程の定めるところによる。

第5章 他者の研究評価

(他者の研究評価)

第18条 レフリー、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績等の評価に関わる研究者（以下「研究評価者」という。）は、被評価者に対して予断を持つことなく、誠意をもって評価しなければならない。

2 研究評価者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用してはならない。

3 研究評価者は、当該業績に関する秘密を保持しなければならない。

第6章 研究倫理管理体制

(本学の責務)

第19条 本学は、この規程の運用を実効あるものにするため、研究者の研究倫理意識の向上を図るための啓発活動、倫理教育を実施するとともに、研究者の研究倫理に反する行為に対しては適切な措置を講じるものとする。

(最高管理責任者)

第20条 本学の研究活動、研究費の執行・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、研究活動における不正行為が行われ、又はその恐れがある場合、厳正かつ適切に対応しなければならない。

(統括管理責任者)

第21条 本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関して、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営・管理について機関全体を統括するために統括管理責任者を置き、副学長より学長が指名する者1名をもって充てる。

2 統括管理責任者は、本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正行為防止等に関し総括し、研究活動の不正行為及び研究費の不正執行に関する通報等を受けたときは、予備調査を実施するなど適切に対処しなければならない。

(執行管理責任者)

第22条 本学の研究活動における不正行為、研究費執行の不正防止等に関して、実質的な責任と権限をもつ者として執行管理責任者を置き、研究機構長をもって充てる。

2 執行管理責任者はコンプライアンス推進及び研究倫理教育実施に関する責務を負う。

3 執行管理責任者は研究費の執行管理を通じて、不正行為の防止に努めなければならない。

4 執行管理責任者は研究者に対し、不正防止を目的として研修又は倫理教育（以下「研修等」という。）を受講させるよう努めなければならない。

(研究者の責任)

第23条 研究者は、この規程及び執行管理責任者の指導等に従い、この規程に基づいて行われる調査等に協力しなければならない。

2 研究者は、前条第4項に規定する研修等について、自ら受講し、不正行為の防止に努めなければならない。

(窓口担当者)

第24条 本学は、研究に関して、不正行為の通報、不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。

2 通報、苦情、相談等に対応するための窓口担当者は、総務部課長（総務担当）をもって充てる。

(研究倫理委員会)

第25条 本学の責務を実効あるものにするため、本規程の運用及びその他研究倫理に関して必要な事項は研究倫理委員会において審議し、研究倫理委員会委員長はその審議結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

第7章 その他

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

(改廃)

第27条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会の議を経て、部局長会で決定する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

京都産業大学研究倫理委員会規程

制 定 平成21年4月1日

最近改正 令和元年10月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、京都産業大学研究機構運営委員会規程（以下「規程」という。）第8条第2項に基づき、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）の構成、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 研究機構長
- (2) 大学院長
- (3) 教学センター長
- (4) 社会連携センター長
- (5) 倫理審査委員会委員のうちから研究機構長が指名する者
- (6) 学長室長

2 前項の委員のほか、学外の有識者の中から委員長の推薦により学長が委嘱する者若干名を委員として置くことができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、職務上委員となる者を除き2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第4条 委員会に、委員長を置き、研究機構長をもって充てる。

- 2 委員会は、委員長が招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ定められた委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 京都産業大学研究倫理規程第19条に定める本学の責務に関する事項
- (2) 「人を対象とする研究」の研究計画の審査に関する事項
- (3) 研究倫理に関する学内諸規程の運用、解釈に関する事項
- (4) 研究倫理に関する学長の諮問事項
- (5) 利益相反に関する事項
- (6) その他委員長が必要と認めた事項

(定足数)

第6条 委員会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決数)

第7条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審議の結果を、研究機構運営委員会委員長に報告するものとする。

(倫理審査委員会)

第9条 「人を対象とする研究」の研究計画を審査するために、「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」(以下「倫理審査委員会」という。)を置く。

2 倫理審査委員会の構成、運営等に関しては、京都産業大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程に定める。

(「人を対象とする研究」に関する審査)

第10条 委員長は、研究者から「人を対象とする研究」に基づく研究計画の申請書が提出された場合、速やかに審査を行わなければならない。

2 委員長は、委員会の審議の結果を、書面により速やかに申請者に通知しなければならない。

3 審査の結果通知には、その理由を付記する。

(委員長の承認事項)

第11条 次の各号をすべて満たす場合は、委員長が研究実施の承認をすることができる。

(1) 個人を特定することが不可能な情報、データ等のみを用いる研究

(2) 収集する個人の情報、データ等から、心身にかかる重大な疾病・障害等の情報が予見できないことが明らかな研究

(3) 個人の情報、データ等の収集に際し、著しく心身に苦痛等のストレスを与えない研究

(厚生労働科学研究の利益相反)

第12条 第5条第5号に掲げる事項のうち、厚生労働科学研究の利益相反についての審査手続は、京都産業大学利益相反管理細則に定める。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、研究機構において行う。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、研究機構運営委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

履修モデル 1：高度専門職業人（一般学生）

		研究基盤科目Ⅰ	研究基盤科目Ⅱ	研究テーマ科目	研究指導科目	合計単位数
1年次	前期	社会学理論研究	社会協働型ワークショップ	家族・ジェンダー研究 A	特論演習Ⅰ	12
		社会調査法研究		健康社会研究 A		
	後期		質的調査法研究	家族・ジェンダー研究 B	特論演習Ⅱ	10
			社会学史研究			
			現代社会論			
2年次	前期			教育社会研究 A	特論演習Ⅲ	4
	後期			教育社会研究 B	特論演習Ⅳ	4
合計単位数		4	8	10	8	30

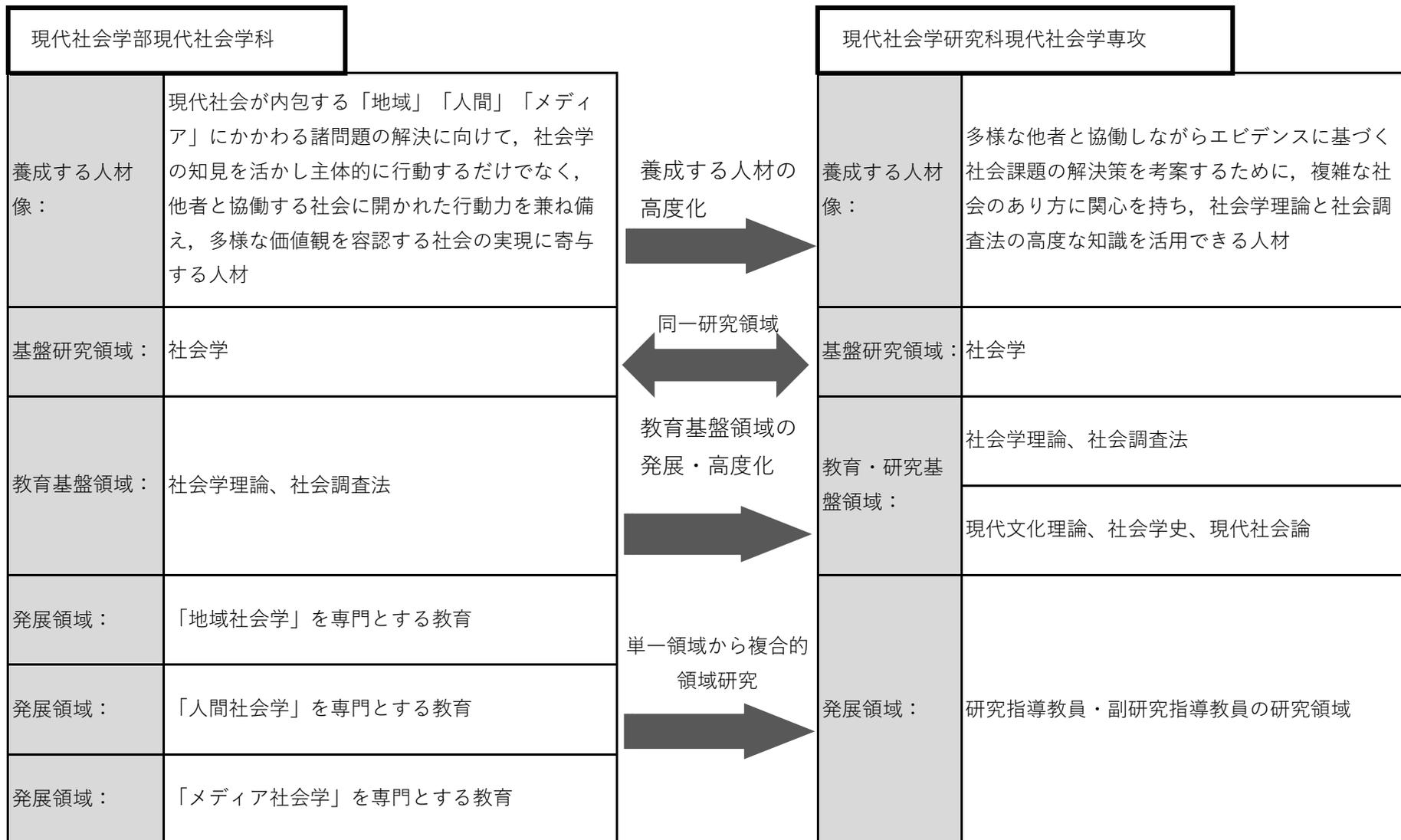
履修モデル2：高度で知的な素養のある人材（社会人学生等）

		研究基盤科目Ⅰ	研究基盤科目Ⅱ	研究テーマ科目	研究指導科目	合計単位数	
1年次	前期	社会学理論研究	地域プロジェクト型研究	地域社会研究 A	特論演習Ⅰ	12	
		社会調査法研究		文化研究 A			
	後期		現代文化理論研究	地域社会研究 B	特論演習Ⅱ	10	
			量的調査法研究				
			数理・計量社会学研究				
2年次	前期			広告研究 A	特論演習Ⅲ	4	
	後期				広告研究 B	特論演習Ⅳ	4
合計単位数		4	8	10	8	30	

履修モデル3：高度で知的な素養のある人材（一般学生・社会人学生等）

		研究基盤科目Ⅰ	研究基盤科目Ⅱ	研究テーマ科目	研究指導科目	合計単位数
1年次	前期	社会学理論研究	社会協働型ワークショップ	文化研究A	特論演習Ⅰ	10
		社会調査法研究				
	後期		現代文化理論研究	文化研究B	特論演習Ⅱ	10
			質的調査法研究	地域メディア研究B		
2年次	前期		地域プロジェクト型研究	地域社会研究A	特論演習Ⅲ	6
	後期			地域社会研究B	特論演習Ⅳ	4
合計単位数		4	8	10	8	30

基礎となる学部等との関係図



1. 書類等の題名

設置の趣旨本文 35 ページ 【資料 9】

設置の趣旨資料 【資料 9】 各資格・検定試験と CEFR との対照表

2. 出典

文部科学省

3. 書類等の引用範囲

1 ページ 各資格・検定試験と CEFR との対照表

2 ページ 各資格・検定試験と CEFR との対照表 (附属資料①)

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/__icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1402610_1.pdf

4. その他の説明

特になし

学校法人京都産業大学就業規則

制 定 平成19年4月1日

最近改正 平成31年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人京都産業大学（以下「法人」という。）の職員の服務規律，待遇に関する基準その他就業に関する事項を定めることを目的とする。ただし，すみれ幼稚園及び京都産業大学附属中学校・高等学校の職員の服務規律，待遇に関する基準その他就業に関する事項については，別に定める。

(職員の定義)

第2条 この規則において「職員」とは，学校法人京都産業大学組織及び職制規程第15条第2項第1号に定める専任の職員をいう。

- 2 職員のうち専任専門員については，別に定める。
- 3 期限付雇用職員及び無期雇用の事務職員に関する規定は別に定める。

(遵守義務)

第3条 職員は，この規則及びこれに附属する諸規程を守り，かつ，上司の職務上の命令に忠実に従ってその職責を遂行し，互いに協力して建学の精神及び学則に基づく教育目的の達成に努めなければならない。

第2章 人事

(任命権者等)

第4条 職員の任免その他人事に関する権限は任命権者が，服務の監督は所属長が，これを行う。

- 2 前項に定める任命権者は理事長とする。
- 3 第1項に定める所属長は次のとおりとする。
 - (1) 教育職員については，研究科長，学部長又はセンター長
 - (2) 副学長，研究科長，学部長及びセンター長については，学長
 - (3) 事務職員については，課長，室長又は事務長
 - (4) 課長，室長及び事務長については，事務部長（担当事務部長を含む。）
 - (5) 事務部長については，事務局長
 - (6) 学長及び事務局長については，理事長

(任免)

第5条 職員の任免（採用，昇任，昇格，昇級，併任，降任，降格，降級，退職，解雇，休職，復職，配置転換，転勤，派遣，出向及び転籍等）は，任命権者が辞令を交付して行う。

- 2 職員の採用，昇任，昇格及び昇級は，選考によるものとし，選考に関する事項は，別に定める。

(試用期間)

第6条 新たに採用された職員に対しては，任命権者が特に例外とした場合を除き，6か月の試用期間を置く。

- 2 試用期間を良好な成績で勤務したと認めた場合に，正式採用する。
- 3 試用期間は在職年数に算入する。

(提出書類等)

第7条 職員は、就職の際次の各号に定める書類を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 自筆履歴書
- (2) 写真(3か月以内のもの)
- (3) 誓約書
- (4) 健康診断書
- (5) 卒業証明書及び成績証明書
- (6) その他任命権者の必要と認める書類

2 職員は、次の場合には、その都度速やかに任命権者に届け出なければならない。

- (1) 免許状、住所、同居の親族その他履歴書記載事項に変更のあった場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) その他身上に異動のあった場合

(休職)

第8条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- (1) 学校法人京都産業大学病気休業規程第6条第2項に定める場合
- (2) 欠勤が暦日で30日を超えた場合
- (3) 刑事事件に関し起訴された場合
- (4) 前各号のほか特別の事情があって休職させることを相当と認めた場合

2 休職中の給与に関する規定は別に定める。

(休職期間)

第9条 前条に定める休職の期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号による場合は、勤続満10年未満の者は1年を、勤続10年以上20年未満の者は2年を、勤続20年以上の者は3年を超えない範囲内(以下「休職期間の上限」という。)において、任命権者の定める期間
- (2) 前条第1項第2号及び第4号の場合は、1年を超えない範囲で、それぞれ個々の場合について任命権者の定める期間
- (3) 前条第1項第3号の場合は、休職事由が存続する期間

(休職の制限)

第10条 第8条第1項第1号及び第2号の休職事由による休職から復職後、再度休職にする場合は、最後の休職日の翌日から起算して、継続して暦日で90日間の通常勤務を要する。この場合において、通常勤務とは、病休による休職(第8条第1項第1号)、欠勤による休職(第8条第1項第2号)、病気休業、欠勤をしていない状態をいう。

(休職の制限の例外)

第11条 前条にかかわらず、休職期間の上限を超えてない場合は、最後の休職日の翌日から起算して、暦日で90日以内に再度休職にする場合において、最初の休職と同一とみなすことができ、3回目以降も同様とする。ただし、期間は通算することとし、休職期間の上限を限度とする。

(復職)

第12条 第8条第1項第1号の休職事由が消滅したときは、復職させる。ただし、休職事由消滅の有無は、任命権者の指定する医師の診断書に基づき、任命権者が判断する。

2 第8条第1項第2号、第3号及び第4号の休職事由が消滅した場合復職させる。ただし、任命権者が復職させることが相当でないと認めるときは、復職させない。

(退職)

第13条 職員が次の各号の一に該当するに至ったときは、当然に雇用契約が終了する。

- (1) 定年に達したとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 退職を願い出て承認されたとき。
- (4) 休職期間が満了し、復職しなかったとき。

(定年)

第14条 職員の定年年齢は満65歳とする。

2 前項の規定にかかわらず、平成15年4月30日以前に採用された専任の教育職員のうち、満65歳時において教授である者についての定年は、満70歳とする。

3 前2項に規定する定年年齢は、学長及び副学長の任期中にある者については適用しない。

(定年の扱い)

第15条 前条第2項に規定する者が、満65歳を迎える年度の6月末日までに所定の手続を経て退職を申し出た場合に限り、これを定年退職とみなす。ただし申し出がなされた年度の7月末日までに撤回を申し出た場合は、その限りではない。

2 前項における退職日は、申し出がなされた年度の3月末日とする。

3 第1項において退職を申し出た者が、同時に再雇用を申し出たときは、別に定める特任教授に任用する。なお、京都産業大学選択定年制度規程の適用を受けて退職する者は、特任教授として任用できないものとする。

4 第3項に規定する特任教授の契約期間は、毎年4月1日からの1年間とし、本人の希望により満70歳に達する日の属する年度末日まで更新することができる。

(退職の時期)

第16条 定年による退職の時期は、定年に達した日の属する年度の末日とする。ただし、学長及び副学長の任期中にある者については、その任期の満了日とする。

(依願退職)

第17条 職員が退職しようとする場合は、少なくとも退職しようとする日の30日前までに退職願を提出し、任命権者の承認を得なければならない。

(解雇)

第18条 職員が次の各号の一に該当する場合は、任命権者の選択により、30日前に予告するか、又は30日分の平均賃金を支給して、解雇する。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 試用期間中の者が正式採用の見込みのない場合（ただし、試用期間が14日未満の者については、解雇の予告及び予告手当の支給をしない。）
- (5) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のある場合

2 禁錮以上の刑に処せられたときは、即時解雇する。

3 第7条第1項各号の提出書類に虚偽の記載のあったときも前項と同じとする。

4 前2項の場合において行政官庁（労働基準監督署長）の認定を得たときは、予告手当を支給しない。

（職務・勤務場所等の変更）

第19条 職員の職務又は勤務場所を変更することがある。

2 業務上の都合がある場合には、職員の職種を変更することがある。

第3章 勤務

（勤務時間）

第20条 職員の勤務時間は、次のとおりとする。

	始業時間	終業時間
平日	8時45分	16時45分
土曜日	8時45分	12時00分

2 前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間は、労働基準法所定の範囲内で理事長が定めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、教育職員及び特殊な職種に従事する者の勤務時間については、別に定める。

4 所属長は、入学試験、神山祭、その他業務上必要ある場合においては、あらかじめ日時を指定して、前3項の始業及び終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げ、特定の日に8時間、特定の週に40時間を超えて勤務させることができる。ただし、毎月1日を起算日とし、各月において平均して1週間の勤務時間が40時間を超えることはない。

5 所属長は、業務上必要ある場合においては、労使協定の定めにより、1年単位の変形労働時間制を取り、労働時間を変更することができる。ただし、毎年4月1日を起算日とし、1年間において平均して1週間の勤務時間が40時間を超えることはない。

（休憩時間）

第21条 勤務時間が6時間を超える場合は、前条の勤務時間の途中に、1時間の休憩時間を置く。

（休日）

第22条 職員の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
- (3) 創立記念日（5月4日）
- (4) 年末年始（12月29日から翌年1月5日まで）

（休日振替）

第23条 前条の規定にかかわらず、業務上の必要があるときは、休日を他の日に振り替えることがある。

2 前項の振り替えを実施する場合は、労働日として振り替えた当該週のいずれかの日を振替休日として指定する。ただし、当該週に振替休日を取得することが困難な場合には、労働日として振り替えた日を含む週から4週間以内のいずれかの日を振替休日として指定するものとする。

3 前項ただし書の変形休日制の起算日は、労働日として振り替えた日の属する週の日曜日とする。

（出張）

第24条 出張に関する規定は、別に定める。

(時間外及び休日勤務)

第25条 業務の都合上、労働基準法第36条に基づく協定を締結し、第20条の勤務時間を超え、又は第22条に定める休日に勤務させることがある。

2 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合においては、時間外又は休日に勤務させることがある。

3 前2項による時間外勤務をさせた場合は、別に定める超過勤務手当を支給する。

(宿直・日直)

第26条 職員は、業務上必要がある場合は、宿直又は日直の勤務をしなければならない。

(遅刻、早退及び欠勤)

第27条 職員がやむを得ない理由により遅刻、早退又は欠勤するときは、別に定めるところによる。

(年次有給休暇)

第28条 職員は、1年(会計年度)につき20日の年次有給休暇を受けることができる。ただし、年度の途中において新たに職員となった者の日数は、この項に規定する日数に、職員となった日の属する月からその年度の3月までの月数を12で除した数を乗じて得た日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、第8条に定める休職者が復職し、かつ前年度の労働日数が全所定労働日の8割に満たない場合の年次有給休暇の日数は、前項に規定する20日に、前年度の労働日数を前年度の全所定労働日で除した数を乗じて得た日数(小数点以下は繰り上げ)とする。

3 年次有給休暇の残日数は1年に限り次年度に繰り越すことができる。

4 年次有給休暇に対しては、所定勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。

第29条 職員が前条の年次有給休暇を請求しようとする場合は、あらかじめ所属長に届出をしなければならない。

2 所属長は、請求された時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

(特別休暇)

第30条 特別休暇に関する規定は、別に定める。

(病気休業)

第31条 病気休業に関する規定は、別に定める。

(育児休業等)

第32条 育児休業等に関する規定は、別に定める。

(介護休業等)

第33条 介護休業等に関する規定は、別に定める。

第4章 服務規律

(遵守事項)

第34条 職員は、服務に当って、次の事項を守らなければならない。

- (1) 法人及び大学の名誉を重んじ、法人及び大学の職員としての品位を保つこと。
- (2) 就業規則及びこれに附属する諸規程を守り、上司の職務上の指示に従うこと。
- (3) 勤務時間中は、担当する職務の遂行に専念すること。
- (4) 業務上の都合により、任命権者から職務、勤務場所及び職種の変更を命ぜられた場合は、引き継いだ上、新しい職務、勤務場所及び職種に専念すること。

- (5) 常に学生の安全に心を配り、危険の予防と防止に努めること。
- (6) 教育職員は、常に研修に励み、力量を高めること。
- (7) 設備、備品などの取扱いを丁重にし、消耗品の節約に努めること。
- (8) 金銭、物品及び備付諸表簿の出納を明確にし、所定の場所に保管すること。

(兼職の制限)

第35条 職員は、法人又は大学以外の職を兼ねようとするときは、教育職員にあつては、学長、その他の職員にあつては、理事長の許可を受けなければならない。

(禁止事項)

第36条 職員は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- (1) 法人又は大学の不名誉となるような行為をなすこと。
- (2) 職務上の地位を利用して自己又は第三者の利益を図ること。
- (3) 職務上の権限を超え又は権限を濫用して専断的な行為をなすこと。
- (4) 職務上知り得た機密を漏らし、又は法人若しくは大学の不利益となるおそれのある事実を他に告げること。
- (5) 学内において、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治的教育及び政治的活動をすること。
- (6) 他の職員及び関係者を不快にさせる性的な言動並びに就業環境を害するような性的な言動を行うこと。

(出退勤)

第37条 職員は、出勤後直ちに出勤簿に捺印し、かつ、始業開始の時間に勤務できるように出勤しなければならない。

2 職員が次の各号の一に該当する場合は、出勤させず、又は退勤させることがある。

- (1) 業務に必要でない火気、凶器その他危険と認められるものを所持する場合
- (2) 酒気を帯びている場合
- (3) 衛生上有害と認められる場合
- (4) 停職の処分を受けている場合
- (5) 業務を妨害し、若しくは法人若しくは大学の風紀、秩序をみだし、又はこれらの行為をするおそれのある場合
- (6) その他前各号に準ずる場合

第5章 給与及び退職手当

(給与及び退職手当)

第38条 給与及び退職手当に関する事項は、別に定める。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第39条 職員が次の各号の一に該当する場合には、審議の上表彰する。

- (1) 永年勤続し、性行、勤務、指導力等がすぐれ他の模範となる場合
- (2) 法人及び大学の災害を未然に防止し、又は非常の際特に功労のあった場合
- (3) 国家的、社会的に功労があり、法人、大学及び職員の名誉となるような行為のあった場合
- (4) その他前各号に準ずる表彰に値する行為のあった場合

(懲戒)

第40条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対して懲戒処分として戒告、減給、停職、諭旨退職又は懲戒解雇の処分をすることができる。

- (1) 大学の教育方針に違背する行為のあった場合
- (2) 上司の職務上の指示に従わず、法人又は大学の秩序を乱し又は名誉を傷つける行為のあった場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 第4章に定めた服務規律（遵守事項、兼職の制限、禁止事項、出退勤）に違反した場合
- (5) 法人又は大学の職員としてふさわしくない非行のあった場合
- (6) 故意又は重大な過失により、法人又は大学に損害を与えた場合
- (7) セクシュアル・ハラスメント等各種ハラスメントの問題により、法人又は大学の秩序を乱した場合
- (8) その他前各号に準ずる不都合な行為のあった場合

第41条 懲戒の方法は次のとおりとし、非行の軽重、当該職員の情状及び他職員に対する訓戒等の諸点を考慮して、任命権者がその処分を決定する。

- (1) 戒告は、文書をもって将来を戒める。
- (2) 減給は、1回の額が平均賃金の1日分の半額を超え、総額が1か月間の賃金の総額の10分の1を超えない範囲内で、給与を減額する。
- (3) 停職は、1年以内の期間を定めて出勤を停止し、その職務に従事させない。停職中の給与は支給しない。
- (4) 諭旨退職は、退職願を提出するよう勧告を行い、退職手当を支給する。ただし、勧告を受けてから暦日で7日以内に退職願を提出しないときは懲戒解雇とする。
- (5) 懲戒解雇は、予告期間を設けなくて即時解雇し、退職金を支給しない。行政官庁（所轄労働基準監督署長）の認定を得た場合は、予告手当を支給しない。

第7章 諮問委員会

(諮問委員会)

第42条 第5条及び第39条から前条について、理事長又は学長の諮問に応じるため諮問委員会を置くことができる。

第8章 安全、衛生及び災害補償

(災害、盗難の防止)

第43条 火気及び戸締り責任者は、火災及び盗難防止のため、みずから、又は職員に指示して、電気、火元及び戸締りを点検し、安全保持に努めなければならない。

(災害防止の措置)

第44条 職員は、災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに所属長、上司に報告し、互いに協力してその被害を最小限度にとどめるように努めなければならない。

(安全保持)

第45条 職員は、安全保持のため、常に整理整頓し、消火設備等の点検を行うとともに、その使用方法に習熟し、通路、非常口等に物品を置いてはならない。また、安全装置、保護具その他危険防護施設の保全に留意し、その位置及び取扱方法を熟知しなければならない。

(健康診断)

第46条 職員は、法人又は大学が毎年定期に行う健康診断を受けなければならない。

2 職員は、前項のほか必要に応じ、職員の全部若しくは一部に対して行う健康診断又は予防注射を受けなければならない。

3 職員は、法人又は大学が行う健康診断及び衛生上の措置を正当な理由なく拒むことはできない。

(出勤の禁止)

第47条 感染症(学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症をいう。以下同じ。)、精神障害又は勤務のために病状が悪化する恐れがある疾病にかかった職員に対しては、出勤を禁止することがある。

2 その他保健衛生上必要と認める場合においても、出勤を禁止することがある。

(感染症の届出)

第48条 職員は、その家族若しくは同居人が感染症にかかり、又はその疑いがあるときは、直ちにその旨を所属長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(災害補償)

第49条 職員が業務上又は通勤による災害を受けた場合の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

第9章 雑則

(事務)

第50条 この規則に関する事務は、総務部において行う。

(改廃)

第51条 この規則の改廃は、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日より施行する。

2 この規則の施行に伴い、学校法人京都産業大学業務規則(昭和60年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

京都産業大学客員教員規程

制 定 平成14年4月1日
最近改正 令和元年11月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、客員教員の任用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 客員教員は、京都産業大学（以下「本学」という。）の学術研究及び教育水準の向上を図ることを目的とし、国内外を問わず、特に優れた教育・研究上の業績又は特に高い社会的評価を得ている者を、本学が教育・研究上、必要と認めた場合に任用する者で、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 学識経験者・研究者
- (2) 国立大学法人等定年退職者
- (3) 本学定年退職者

(区分及び形態)

第3条 客員教員の任用区分は、当該者に係る職歴、身分、教育、研究上の業績及び学位等により、次のとおりとする。

- (1) 客員教授
- (2) 客員准教授

2 前項に定める客員教員を次の2種類に分けるものとする。

- (1) 常勤
- (2) 非常勤

(兼職の制限)

第4条 客員教員（常勤）は、原則として本学以外の職を本務としてはならない。

(任用審査)

第5条 客員教員の任用及び契約の更新に関しては、客員教員の所属する教授会又は教員会議（以下、「教授会等」という。）において教育研究上の必要性を審査し、学長の承認を得なければならない。

(任用手続き)

第6条 客員教員の任用手続きは、本学の専任教育職員の任用手続に準じる。

(契約期間)

第7条 客員教員の契約期間は1年とする。

2 契約については、任用審査の結果必要に応じて更新することができる。ただし、第2条第2号及び第3号については、満70歳を上回る更新はできないものとする。

(契約)

第8条 客員教員の契約は、当該者と本学の間で、所定の様式をもって行なう。

(教授会等)

第9条 客員教員は、教授会等の構成員外とする。

2 所属長が必要と認める場合は、客員教員に教授会等への出席を求め、その意見を聴取することができる。

3 客員教員が教育・研究に関して教授会等で意見を述べる必要がある場合は、所属長に事前承諾を得たうえで、出席することができる。

(補職及び学内各種委員)

第10条 客員教員は、学内における補職及び各種委員には就任しないものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(職務)

第11条 客員教員は、所属長の管掌のもとに、次に定める職務の遂行にあたる。

- (1) 研究科、学部又は教育センターが開講する授業の担当
- (2) 研究に関する業務
- (3) 教材の開発に関する業務
- (4) その他、学長又は所属長が指示する諸業務

(諸手続き)

第12条 客員教員が各種申請等を行う場合の諸手続きについては、本学の専任教育職員の取扱いに準じるものとする。

(待遇)

第13条 客員教員の待遇等については、別に定める。

(契約の解除)

第14条 本学は、客員教員が次のいずれかに該当するとき、契約を解除することができる。

- (1) 第11条に掲げる業務上の義務に違背し、又は職務を怠ったとき
- (2) 病気その他の事情により3か月以上続けて職務を遂行できなかつたとき
- (3) 本学の信用を傷つけ、又は名誉を汚す行為があつたとき
- (4) 教授会等の議を経た所属長の指示に従わなかつたとき
- (5) やむを得ない業務上の理由によるとき

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、部局長会の議を経て理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、京都産業大学客員教授規程（昭和58年9月27日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月1日から施行する。

中学校設置基準**(平成十四年三月二十九日 文部科学省令第十五号)**

最終改正：平成十九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、中学校設置基準を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第三条）第二章 編制（第四条—第六条）第三章 施設及び設備（第七条—第十二条）附則**第一章 総則**

（趣旨）

第一条 中学校は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、中学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 中学校の設置者は、中学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

第二条 削除**第三条 削除****第二章 編制**

（一学級の生徒数）

第四条 一学級の生徒数は、法令に特別の定めがある場合を除き、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

（学級の編制）

第五条 中学校の学級は、同学年の生徒で編制するものとする。ただし、特別の事情があるときは、数学年の生徒を一学級に編制することができる。

（教諭の数等）

第六条 中学校に置く主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は、一学級当たり一人以上とする。

2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、校長、副校長若しく

は教頭が兼ね、又は助教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 3 中学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
 - 二 図書室、保健室
 - 三 職員室
- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

- 2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則 抄

(施行期日等)

- 1 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二章及び第三章の規定、附則第三項の規定（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十一条及び第六十五条の三の改正規定を除く。）並びに別表の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 第二章及び第三章の規定並びに別表の規定の施行の際現に存する中学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一九年一〇月三〇日文部科学省令第三四号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号）

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中小学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積	
生徒数	面積（平方メートル）
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	600 + 6 × (生徒数 - 40)

四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$
□ 運動場の面積	
生徒数	面積 (平方メートル)
一人以上二四〇人以下	3600
二四一人以上七二〇人以下	$3600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$
七二一人以上	8400

高等学校設置基準

(平成十六年三月三十一日 文部科学省令第二十号)

最終改正：平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、高等学校設置基準（昭和二十三年文部省令第一号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 学科（第五条・第六条）

第三章 編制（第七条—第十一条）

第四章 施設及び設備（第十二条—第十八条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 高等学校は、学校教育法 その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、高等学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 高等学校の設置者は、高等学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

（設置基準の特例）

第二条 公立の高等学校については都道府県の教育委員会、私立の高等学校については都道府県知事（以下「都道府県教育委員会等」という。）は、高等学校に全日制の課程及び定時制の課程を併置する場合又は二以上の学科を設置する場合その他これらに類する場合において、教育上支障がないと認めるときは、高等学校の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

2 専攻科及び別科の編制、施設、設備等については、この省令に示す基準によらなければならない。ただし、教育上支障がないと認めるときは、都道府県教育委員会等は、専攻科及び別科の編制、施設及び設備に関し、必要と認められる範囲内において、この省令に示す基準に準じて、別段の定めをすることができる。

第三条 削除

第四条 削除

第二章 学科

(学科の種類)

第五条 高等学校の学科は次のとおりとする。

- 一 普通教育を主とする学科
- 二 専門教育を主とする学科
- 三 普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

第六条 前条第一号に定める学科は、普通科とする。

2 前条第二号に定める学科は、次に掲げるとおりとする。

- 一 農業に関する学科
- 二 工業に関する学科
- 三 商業に関する学科
- 四 水産に関する学科
- 五 家庭に関する学科
- 六 看護に関する学科
- 七 情報に関する学科
- 八 福祉に関する学科
- 九 理数に関する学科
- 十 体育に関する学科
- 十一 音楽に関する学科
- 十二 美術に関する学科
- 十三 外国語に関する学科
- 十四 国際関係に関する学科
- 十五 その他専門教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科

3 前条第三号に定める学科は、総合学科とする。

第三章 編制

(授業を受ける生徒数)

第七条 同時に授業を受ける一学級の生徒数は、四十人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(教諭の数等)

第八条 高等学校に置く副校長及び教頭の数に当該高等学校に置く全日制の課程又は定時制の課程ごとに一人以上とし、主幹教諭、指導教諭及び教諭（以下この条において「教諭等」という。）の数は当該高等学校の収容定員を四十で除して得た数以上で、かつ、教育上支障がないものとする。

- 2 教諭等は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもって代えることができる。
- 3 高等学校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。

(養護教諭等)

第九条 高等学校には、相当数の養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭その他の生徒の養護をつかさどる職員を置くよう努めなければならない。

(実習助手)

第十条 高等学校には、必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする。

(事務職員の数)

第十一条 高等学校には、全日制の課程及び定時制の課程の設置の状況、生徒数等に応じ、相当数の事務職員を置かなければならない。

第四章 施設及び設備

(一般的基準)

第十二条 高等学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎の面積)

第十三条 校舎の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は学科の種類にかかわらず、次の表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

収容定員	面積 (平方メートル)
一二〇人以下	1 2 0 0
一二一人以上四八〇人以下	1 2 0 0 + 6 × (収容定員 - 1 2 0)
四八一人以上	3 3 6 0 + 4 × (収容定員 - 4 8 0)

(運動場の面積)

第十四条 運動場の面積は、全日制の課程若しくは定時制の課程の別又は収容定員にかかわらず、八、四〇〇平方メートル以上とする。ただし、体育館等の屋内運動施設を備えている場合その他の教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校舎に備えるべき施設)

第十五条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室 (普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、専門教育を施すための施設を備えるものとする。

(その他の施設)

第十六条 高等学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

(校具及び教具)

第十七条 高等学校には、学科の種類、生徒数等に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十八条 高等学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

附 則 抄

(施行期日等)

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に存する高等学校の編制並びに施設及び設備については、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成一九年一〇月三〇日文科省令第三四号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月二五日文部科学省令第四〇号)

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。ただし、第一条中学校教育法施行規則第一章第二節の節名、第二十条第一号ロ、第二十三条、第四十四条第一項、第二項及び第三項、第四十五条第一項、第二項及び第三項、第七十条第一項、第二項及び第三項、第七十一条第二項及び第三項、第八十一条第一項、第二項及び第三項、第二百二十条、第二百二十二条、第二百二十四条第一項、第二項及び第三項並びに第二百五条第二項の改正規定、第五条中学校基本調査規則第三条第二項の改正規定、第八条中学校教員統計調査規則第三条第二項の改正規定、第九条中教育職員免許法施行規則第六十八条及び第六十九条の改正規定、第十二条中幼稚園設置基準第五条第一項、第二項及び第三項並びに第六条の改正規定、第十七条中高等学校通信教育規程第五条第一項の改正規定、第二十三条中専修学校設置基準第十八条第三号の改正規定、第三十八条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定、第三十九条中中学校設置基準第六条第一項及び第二項の改正規定並びに第四十七条中高等学校設置基準第八条第一項及び第二項並びに第九条の改正規定（副校長、主幹教諭又は指導教諭に係る部分に限る。）は、平成二十年四月一日から施行する。

第2グラウンド

春学期・秋学期

令和2年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
日曜日 (休日)				← 陸上ホッケー →			← 男子ラクロス →								
		← 女子ラクロス →													
月曜日		← 男子ラクロス →								← 男子ラクロス →					
火曜日		← 女子ラクロス →								← 男子ラクロス →					
										← 陸上ホッケー →					
水曜日		← 男子ラクロス →					← 陸上ホッケー →			← 準硬式野球 →					
							← 男子ラクロス (偶数月) →			← 女子ラクロス (奇数月) →					
木曜日		← 男子ラクロス →								← 陸上ホッケー →					
										← 準硬式野球 →					
金曜日		← 男子ラクロス →								← 陸上ホッケー →					
		← 女子ラクロス →								← 附属高校野球部 →					
土曜日		← 男子ラクロス →								← 陸上ホッケー →					
		← 女子ラクロス →								← 附属高校野球部 →					

資料 14

現代社会学研究科・現代社会学部 授業時間割表

前期（春学期）

曜日	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目		
月	科目名1	担当者1	教室1	科目名2	担当者2	教室2	科目名3	担当者3	教室3	科目名4	担当者4	教室4	科目名5	担当者5	教室5
	社会学入門A 家族社会学	伊藤(理) 藤野(敦)	515 遠隔	入門演習A 入門演習A 入門演習A 入門演習A 入門演習A 社会学英語セミナーA 文化社会学 価値観形成と学校	伊藤(理) 加藤(敦) 佐々木(究) 滋野 鈴木(康) PIYA	SR502 12322 12424 5229演 12306 12521	現代社会とキャリア 社会活動運営論 マーケティング・コミュニケーションPIYA	木原・谷口(壮) 鈴木(康)	遠隔 S301教 515	消費文化論 農村社会学 演習I	PIYA 加藤(敦) 西川	401 S413教 S303教			
火				健康社会研究A	演野	S512	地域社会研究A	金光	S509教	教育社会研究A	惣脇	S510教	地域プロジェクト型研究	滋野・鈴木	S511教
	公共政策論 質的調査法 グローバル文化論	鈴木(康) 東 山中	S414教 12502 遠隔	自然地理学概論 量的調査法 食と農業 生涯学習論	栗本 塩谷(芳) 並松 惣脇	12402 S214情 514 S219教	現代社会の諸問題A 文化人類学 広告メディア論 社会調査実習I	耳野 東 足立(薫) 伊藤(理) 奥田(睦) 鍵本 加藤(え) 滋野 柴原(弘志) 惣脇 松永(智) ・川(美) 脇濱 前川	遠隔 S218教 5407 S214情	データ分析 地域活性論 メディア産業論 現代社会とメンタルヘルス	金光 宮木 脇濱 河原	S214情 遠隔 5407 514	社会言語学	神谷(俊)	S413教
水				広告研究A	PIYA	S309演				労働・人口社会研究A	藤野(敦)	S513教	社会協働型ワークショップ	伊藤(公)・加藤(敦)・藤野(敦)	S509教
	社会学入門A 地域社会学 人間社会学 メディア社会学 メディアリテラシー論	山中 滋野 塩谷(芳) 河原 惣脇 伊藤(公)	5303 5407 5406 遠隔 遠隔	入門演習A 入門演習A 入門演習A 入門演習A 入門演習A ファン文化論	足立(薫) 鍵本 塩谷(芳) 菅原(祥) 山中 脇濱 東	S201教 12323 12305 S509教 12425 S401教 遠隔	人文地理学概論	出田	11408	現代社会と宗教	笠木	12502	プロジェクト演習V プロジェクト演習V プロジェクト演習V プロジェクト演習V プロジェクト演習V プロジェクト演習V	加藤(敦) 木原 塩谷(芳) 滋野 演野 山中	S512教 S215演 S508教 S312教 S511教 S308演
				家族・ジェンダー研究A	伊藤(公)	S217演							映像情報研究A	田畑	S217演

現代社会学研究科・現代社会学部 授業時間割表

前期（春学期）

曜日	1限目			2限目			3限目			4限目			5限目		
	科目名1	担当者1	教室1	科目名2	担当者2	教室2	科目名3	担当者3	教室3	科目名4	担当者4	教室4	科目名5	担当者5	教室5
木	政治学概論	田中(悟)	S302教	基礎演習	河原	12521	データ分析	藤野(敦)	S214情	プロジェクト演習Ⅰ	木原	S215演	プロジェクト演習Ⅲ	木原	S215演
	環境社会学	足立(薫)	S414教	基礎演習	菅原(祥)	S415教	社会史	耳野	遠隔	プロジェクト演習Ⅰ	塩谷(芳)	S508教	プロジェクト演習Ⅲ	塩谷(芳)	S508教
	ポピュラー・カルチャー論	山中	遠隔	基礎演習	鈴木(康)	S219教	神山S T Y L Eリーダーシップ論A	木原	5405	プロジェクト演習Ⅰ	山中	S308演	プロジェクト演習Ⅲ	山中	S308演
				社会階層論	塩谷(芳)	12502	(現代社会学領域)			演習Ⅰ	東	S202教	演習Ⅲ	東	S202教
							多文化共生論	梶	遠隔	演習Ⅰ	鈴木(康)	S201教	演習Ⅲ	鍵本	S509教
							現代社会とビジネス	横森	401	演習Ⅰ	惣脇	S512教	演習Ⅲ	鈴木(康)	S201教
							ジャーナリズムの歴史	吉澤(健)	5407	演習Ⅰ	藤野(敦)	S510教	演習Ⅲ	惣脇	S512教
										演習Ⅰ	PIYA	S511教	演習Ⅲ	藤野(敦)	S510教
										演習Ⅰ	宮木	S513教	演習Ⅲ	PIYA	S511教
										演習Ⅰ	脇濱	S309演	演習Ⅲ	宮木	S513教
									演習Ⅲ	梶	S405教	演習Ⅲ	脇濱	S309演	
				文化研究A	山中	S312教	地域メディア研究A	脇濱	S313教						
金	社会学入門A	東	SR204	入門演習A	東	S403教	リーダーシップ入門	金光	遠隔	プロジェクト演習Ⅰ	加藤(敦)	S512教	プロジェクト演習Ⅲ	加藤(敦)	S512教
	社会調査入門	菅原(祥)	遠隔	入門演習A	奥田(睦)	SR309	データ分析	伊藤(理)	S214情	プロジェクト演習Ⅰ	滋野	S312教	プロジェクト演習Ⅲ	滋野	S312教
	東南アジア地域論A	加藤(敦)	S415教	入門演習A	金光	12404	N P O起業論	宮木	515	プロジェクト演習Ⅰ	濱野	S511教	プロジェクト演習Ⅲ	濱野	S511教
	社会心理学	塩谷	SR210	入門演習A	浜田(雄)	12521	映像メディア論	菅原(祥)	遠隔	演習Ⅰ	足立(薫)	S203教	演習Ⅲ	足立(薫)	S203教
				入門演習A	藤野(敦)	S509教				演習Ⅰ	伊藤(公)	S303教	演習Ⅲ	伊藤(公)	S303教
				入門演習A	前川	12424				演習Ⅰ	鍵本	S513教	演習Ⅲ	金光	12301
				入門演習A	耳野	S512教				演習Ⅰ	金光	12301	演習Ⅲ	河原	S510教
				基礎演習	足立(薫)	12301				演習Ⅰ	河原	S510教	演習Ⅲ	国吉	12405
				基礎演習	伊藤(理)	12525				演習Ⅰ	菅原(祥)	S404教	演習Ⅲ	菅原(祥)	S404教
				地域産業論	滋野	5406				演習Ⅰ	前川	SR209	演習Ⅲ	前川	SR209
			コミュニティと学校	西川	SR210				演習Ⅰ	耳野	12504	演習Ⅲ	耳野	12504	
						社会哲学研究A	耳野	S216演	スポーツ社会研究A	奥田	S215演				
土	社会学理論研究	伊藤(公)	S215教	社会調査法研究	伊藤(理)	S214情	特論演習Ⅰ	伊藤(公)	S215演	特論演習Ⅲ	伊藤(公)	S215演			
								金光	S216演		金光	S216演			
								惣脇	S217演		惣脇	S217演			
								藤野(敦)	S308演		藤野(敦)	S308演			
								PIYA	S309演		PIYA	S309演			
							耳野	S310演		耳野	S310演				
							山中	S311演		山中	S311演				

※網掛け部分は研究科の授業を示す。

大学院生用研究室 見取図

(13号館2F 13294共同研究室)

